

令和 8 年 9 月 1 4 日
こども教育委員会
こども青少年局

横浜市子供を虐待から守る条例に基づく 令和 7 年度の実施状況報告について





1 横浜市の体制（第4条関係）

■ 区と児童相談所に専門的な知識及び技術を有する職員を配置するとともに、両者の連携強化及び人材育成等を行い、児童虐待に関する相談・対応、総合的な支援の充実を図りました。（※P2～4）

(1) 区と児童相談所の職員の適正配置

- ・ 令和6年度からすべての妊産婦、子育て世代、こどもへの包括的な相談支援の強化のため、区こども家庭支援課にこども家庭センター機能を順次設置し、統括支援員を配置（R8現在：6区）
- ・ 児童相談所の相談支援体制強化のため、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員を増員

(2) 区と児童相談所の連携強化、人材育成のための研修

- ・ 区と児童相談所の連携強化のため、双方向で実際の支援を学ぶ実地研修の実施
- ・ 区こども家庭支援課への児童精神科医師によるコンサルテーションの実施やスーパーバイザー派遣

※12ページ以降の「報告書」本体の該当ページを示しています。3～11ページも同様です。

2 市の責務（第4条関係）

■ 市民及び関係機関等と連携し、児童虐待の予防、早期発見や子育て支援事業等の支援策の充実、関係機関の取組支援や要保護児童対策地域協議会の活性化などに取り組みました。（P5～19）

(1) 子育て支援事業の充実

- ・ 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に訪問し、情報提供等を行う「こんにちは赤ちゃん訪問事業」で、子育て家庭の経済的負担の軽減のため「妊婦のための支援給付」の案内チラシ等を配布

(2) 児童虐待の予防・早期発見

- ・ 母子保健コーディネーターによる妊娠届出時から産後4か月までの継続した支援
- ・ 妊娠等に悩む方々が電話やメール、SNSで気軽に相談できる窓口「にんしんSOSヨコハマ」の実施
- ・ 妊娠・出産・育児期に支援が必要な方を早期に把握し、速やかに支援を開始するための「医療機関における情報提供書等を活用した情報提供」

2 市の責務（第4条関係）



(3) 関係機関が行う虐待の防止のための取組の支援

- ・ 「横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）」で虐待事例の連携をテーマにした事例検討等を実施
- ・ 医療機関向けの虐待対応啓発プログラムであるBEAMS研修の実施

(4) 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化

- ・ 協議会の代表者会議「横浜市子育てSOS連絡会」や実務者会議「区虐待防止連絡会」の開催

(5) 精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備

- ・ 精神科医による産後うつ等の心の不調がある妊産婦とその家族向け「おやこの心の相談事業」を9区で実施

2 市の責務（第4条関係）



(6) 子供が一人の人間として尊重され、虐待から守られるための啓発及び相談先の情報提供

- ・ こども自身が自分の気持ちを伝え、相談できるよう、こども向けの相談チラシを作成し関係機関に配布
- ・ 親子関係等の悩みの相談先の周知のため、「かながわ子ども家庭110番相談LINE」のカードを市立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の全児童・生徒に配布



こども向けの相談チラシ



大人向け
相談LINEカード



こども向け
相談LINEカード



2 市の責務（第4条関係）

(7) 配偶者に対する暴力への対応との連携強化

- ・区こども家庭支援課で把握したDVと児童虐待が併存する案件を組織的に協議して対応

(8) 調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育の実施

- ・小・中学生等を対象にした、赤ちゃんふれあい体験などの「思春期健康教育」等を実施
- ・令和7年度から子育てに悩みや不安を抱える保護者に対し、ペアレント・トレーニング等を提供する親子関係形成支援事業を3区（保土ヶ谷区、港北区、戸塚区）でモデル実施

3 市民の責務（第5条関係）・関係機関等の責務（第7条関係）

■ 虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合の速やかな通告や、市民及び関係機関の責務として児童虐待防止に向けた取組が行われました。（P20～26）

- ・横浜市子育てSOS連絡会構成機関の児童虐待防止に対する取組

4 通告及び相談に係る対応等（第8条関係）



■ 通告受理機関（児童相談所、区こども家庭支援課）は、児童虐待の通告に対し、速やかに調査を行い、こどもの安全確認を迅速に行うとともに、相談しやすい環境づくりに努めました。（P27～28）

- ・ 児童虐待に係る通告・相談に対して通告受理機関が調査等の対応を実施（総数14,180件：区3,999件、児童相談所10,181件）
- ・ よこはま子ども虐待ホットライン（24時間365日、フリーダイヤル）での相談・通告の受付（3,596件）
- ・ かながわ子ども家庭110番相談LINEでの相談の受付（1,925件）



5 情報の共有等（第9条関係）



■ 市及び関係機関は、それぞれが持つ情報を共有しながら、要保護児童対策地域協議会等で相互の連携・協力を図り、支援方法の確認や継続的な支援を行いました。
(P29～30)

- ・ 児童相談所と神奈川県警察の児童虐待事案に係る連携協定に基づく、保有情報の提供・共有（6,466件）
- ・ 進行管理台帳への登録（7年度末5,122人）
- ・ 個別ケース検討会議の開催（1,757回）



6 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等（第10条関係）



■ 関係機関と連携し、虐待を受けたこどもに対する適切な保護、心身の安全を図るための支援を行いました。（P31～36）

- ・ 児童家庭支援センターによる養育家庭の支援（18か所67,936件）として、新たに指導促進事業を開始
- ・ 令和7年6月から一時保護時の司法審査が開始（一時保護状の請求件数：165件）
- ・ 家庭養育優先の原則が実現できるよう、里親・ファミリーホームへ委託
（7年度末委託児童数： 里親137人、ファミリーホーム31人）
- ・ 意見表明支援員が児童養護施設や里親等に訪問し、「こどもが意見を表明する機会」を確保
（面談実施数：144人）



7 虐待を行った保護者への支援、指導等（第11条関係）

■ 親子関係再構築のための支援や、問題を抱える家庭に対する支援を行い、児童虐待の発生・再発防止に努めました。（P37～38）

- ・ 親子関係の再構築とこどもの家庭復帰のための「親子再統合・親子関係再構築支援事業」の実施
- ・ 児童虐待等の問題を抱える家庭への「養育支援家庭訪問事業」の実施

8 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等（第12条関係）

■ 健やかな妊娠と出産のため、妊婦健康診査や歯科健康診査の受診勧奨、親になる準備のための教室等を実施し、妊娠中の支援を行いました。（P39）

- ・ 妊婦健康診査費用補助券交付と5万円の上乗せ助成、妊婦歯科健康診査受診券交付による受診勧奨
- ・ 就労中の妊婦や夫婦での参加に配慮し、両親教室を平日に加え土曜日にも実施

9 子供虐待防止の啓発（第13条関係）



■ 区、局、児童相談所で、児童虐待防止に関する啓発活動を実施しました。

(P40～42)

- ・ 加害者自死と一体化したこども殺害（親子心中）の予防に関する啓発動画を作成するなど、SNSを活用した広報啓発を実施
- ・ 「こども虐待防止市民サポーター講座」基礎編と応用編を開催
- ・ 区民向けイベントでの啓発、講演会等の実施



加害者自死と一体化したこども殺害（親子心中）の予防に関する啓発動画



令和7年度

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく
実施状況報告書

令和8年9月

横浜市

目次

はじめに	1
1 横浜市の体制（第4条関係）	2
（1）区と児童相談所に専門的な知識及び技術を有する職員の適正配置（第4条第4項）	2
（2）区と児童相談所の連携強化（第4条第2項）	3
（3）専門的な職員の育成（第4条第4項）	4
2 市の責務（第4条関係）	5
（1）子育て支援事業（児童福祉法第21条の9に規定）の充実（第4条第1項）	5
（2）児童虐待の予防・早期発見（第4条第2項）	8
（3）関係機関が行う虐待の防止のための取組の支援（第4条第3項）	11
（4）要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化（第4条第5項）	14
（5）精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備（第4条第6項）	15
（6）子供が一人の人間として尊重され、虐待から守られるための啓発及び相談先の情報提供（第4条第7項）	16
（7）配偶者に対する暴力への対応との連携強化（第4条第8項）	16
（8）調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育の実施（第4条第9項）	16
3 市民の責務（第5条関係）・関係機関等の責務（第7条関係）	20
（1）虐待を防止するための施策への協力、早期発見、啓発等（第7条第1項、第2項、第5項）	20
（2）虐待を受けたと思われる子供を発見した場合の通告義務（第5条第3項、第7条第3項）	26
4 通告及び相談に係る対応等（第8条関係）	27
（1）通告の調査、子供の安全確認を行うための措置（第8条第1項）	27
（2）通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備（第8条第2項）	28
（3）通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり（第8条第3項）	28
5 情報の共有等（第9条関係）	29
（1）保有する情報の共有、地域協議会の活用・相互連携体制の整備（第9条第1項）	29
（2）要保護児童の転居に伴う引継の徹底（第9条第2項）	30

6	虐待を受けた子供に対する保護及び支援等（第 10 条関係）	31
	（1）関係機関と連携した子供の適切な保護及び支援（第 10 条第 1 項）	31
	（2）医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の適切な保護及び支援についての市への協力（第 10 条第 2 項）	31
	（3）児童福祉法に基づく権限の行使（第 10 条第 3 項）	31
	（4）警察への援助要請（第 10 条第 4 項）	32
	（5）措置、一時保護等の解除時の配慮（第 10 条第 5 項）	32
7	虐待を行った保護者への支援、指導等（第 11 条関係）	37
	（1）虐待を行った保護者に対し、子供との良好な関係を再構築するための支援（第 11 条第 1 項）	37
	（2）虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援（第 11 条第 2 項）	37
8	妊娠中の女性及び胎児の健康保持等（第 12 条関係）	39
	（1）妊娠中の女性への保健指導及び健康診査（第 12 条第 1 項）、妊娠中の女性とその配偶者及び同居者への支援（第 12 条第 2 項）	39
9	子供虐待防止の啓発（第 13 条関係）	40
	（1）区こども家庭支援課が実施した啓発活動（第 13 条）	40
	（2）こども青少年局が実施した啓発活動（第 13 条）	40
10	資料	43

はじめに

「横浜市子供を虐待から守る条例」は、子供に優しい街を目指し、子供が虐げられ、傷つくことが決しないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、議員提案により平成26年6月5日に制定され、平成26年11月5日から施行しました。

この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めて、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的としています。

令和3年10月には、条例の基本理念をはじめ、市、市民、保護者の責務を中心に、本条例の一部改正を行い、体罰など子供の品位を傷つける行為がなく、全ての子供が一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組むことなどを追記しています。

横浜市のこれまでの取組では、平成26年1月に「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」を策定し、区と児童相談所それぞれの強み・役割を活かした協働の方法や内容を具体的に示しました。これを受け、平成26年4月に、全区のこども家庭支援課に「虐待対応調整チーム」を設置し、児童虐待通告の受理機関としての役割や、関係機関との連絡調整など要保護児童対策地域協議会の事務局機能を担うこととなりました。

また、平成28年の児童福祉法改正において、市町村が児童及び妊産婦の福祉に関する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることが規定されたことを受け、本市では、令和3・4年度の2か年で「こども家庭総合支援拠点」機能を全区のこども家庭支援課に整備しました。拠点機能の一環として、児童虐待通告・相談に迅速かつ適切に対応し、区が主担当の要保護児童等の進行管理等に専従する担当として「こどもの権利擁護担当」を配置しました。

さらに、令和4年の児童福祉法改正において、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、市町村としての相談支援体制の強化を図ることを目的に、すべての妊産婦・子育て家庭・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置に努めることが規定されました。本市では、令和6年度から区のこども家庭支援課にこども家庭センター機能設置を開始しました。

一方、児童相談所は、専門的な知識及び技術が必要な事例の相談に応じ、一時保護等の法的対応や児童福祉施設への入所措置、里親委託等を行い、こどもの最善の利益を実現するための役割を果たしています。また、区と適切な役割分担・連携を図り、区に対する必要な支援も行っています。

地域、関係機関に対しては、条例の内容等について周知・広報に努めるとともに、関係機関との連携を強化するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の活性化に取り組みました。

令和7年度は、関係機関等のご協力のもと、地域との連携や協働をより一層推進させ、虐待の発生予防から重篤化防止に取り組むとともに、こどもの権利を守り、体罰によらない子育てを広げるための虐待予防にも取り組み、広報啓発や関係機関ネットワークの更なる強化を図りました。

以下、本報告書では、令和7年度の条例に関する取組等について報告します。

1 横浜市の体制（第4条関係）

（1）区と児童相談所に専門的な知識及び技術を有する職員の適正配置（第4条第4項）

ア 児童相談所組織・構成

令和7年4月現在の職員数は職員592人です。

【参考】その他職員 計160人（短時間再任用2人 月額会計年度任用職員158人）

令和7年度には児童福祉司4人、児童心理司13人、一時保護所児童指導員12名、一時保護所保育士6人を増員するなど、相談支援体制の強化を図りました。

令和7年4月14日現在

所名	中央児童相談所	西部児童相談所	南部児童相談所	北部児童相談所
敷地面積	1,967.97㎡	2,611.22㎡	3,107.54㎡	18,896.63㎡
建物延べ面積 〔保護所〕	4,476.47㎡ ※保護所含む	7,129.36㎡（内児相分6,310.65㎡） ※保護所含む	5,790.65㎡ 〔3,709.79㎡〕	30,764.19㎡（内児相分2,976.41㎡） 〔997.48㎡〕
	所長 （児童相談所統括担当部長） 副所長 - 庶務係長 事務 6 担当係長 事務(1) 運転者(2) - 一時保護係長 児童指導員 16 担当係長 保育士 30 保健師 1 心理療法担当(4) 学習指導員(8) 栄養士(1) 小児科医師(2) - 虐待対応・地域連携課長 - 担当係長 事務 1 - 担当係長 社会福祉 2 - 保健師 1 - 連携対応専門幹(1) - おたけ相談員(9) - 虐待対応専門員(13) - 支援課長 - 相談調整 児童福祉司 7 係長 保健師 1 相談調査員(2) - 相談指導 児童福祉司 19 担当係長 保健師 1 - 相談指導 虐待対応協力員(1) - 相談指導 児童福祉司 1 - 相談指導 児童福祉司 1 - こころのケア係長 児童心理司 29 心理判定員(1) 事務(1) 精神科医師(1) - 担当課長 - 児童福祉司 34 - 支援係長 保健師 2 - 担当係長 事務(1) - 担当係長 里親対応専門員(1) - 養育支援家庭訪問員(4) - 家庭支援 児童福祉司 1 - 障害児支援 児童福祉司 1 - 法務担当課長 - 医務担当課長 正規職員 176人 短時間再任用職員 1人 月額会計年度任用職員 58人 計235人（ほか委嘱医師3人）	所長 - 相談調整 児童福祉司 4 係長 保健師 1 相談調査員(1) - 担当係長 庶務 2 運転者(1) 施設業務員(2) - 相談指導 児童福祉司 14 担当係長 保健師 1 相談指導 虐待対応協力員(1) - 相談指導 児童福祉司 1 - 相談指導 児童福祉司 1 - 支援係長 児童福祉司 28 担当係長 保健師 2 事務(1) 養育支援家庭訪問員(3) 里親対応専門員(1) - 家庭支援 児童福祉司 1 担当係長 児童福祉司 1 - 障害児支援 児童福祉司 1 担当係長 児童福祉司 1 - こころのケア係長 児童心理司 20 心理判定員(1) 事務(1) 精神科医師(2) - 医務担当係長 - 一時保護 児童指導員 5 係長 保育士 24 担当係長 保育士(8) 看護師(2) 心理療法担当(2) 学習指導員(4) 栄養士(1) 小児科医師(1) - 自立支援 児童指導員 10 担当係長 保育士 3 看護師(2) 心理療法担当(1) 学習指導員(2) 正規職員 130人 短時間再任用職員 1人 月額会計年度任用職員 35人 計166人（ほか委嘱医師3人）	所長 - 相談調整 児童福祉司 6 係長 保健師 1 相談調査員(1) - 担当係長 庶務 3 運転者(1) - 相談指導 児童福祉司 18 担当係長 保健師 1 相談指導 虐待対応協力員(1) - 相談指導 児童福祉司 1 - 相談指導 児童福祉司 1 - 相談指導 児童福祉司 1 - 支援係長 児童福祉司 26 担当係長 保健師 3 事務(1) 養育支援家庭訪問員(3) 里親対応専門員(1) - 家庭支援 児童福祉司 1 担当係長 児童福祉司 1 - 障害児支援 児童福祉司 1 担当係長 児童福祉司 1 - こころのケア係長 児童心理司 21 心理判定員(1) 事務(1) 精神科医師(3) - 一時保護所担当課長 - 一時保護 児童指導員 19 係長 保育士 36 担当係長 保育士(8) - 相談指導 保健師 3 心理療法担当(6) 学習指導員(7) 栄養士(2) 小児科医師(2) - 医務担当課長 正規職員 156人 短時間再任用職員 0人 月額会計年度任用職員 33人 計189人（ほか委嘱医師5人）	所長 - 相談調整 児童福祉司 5 係長 保健師 1 相談調査員(1) - 担当係長 庶務 3 運転者(1) - 相談指導 児童福祉司 22 担当係長 保健師 1 相談指導 虐待対応協力員(1) - 相談指導 児童福祉司 1 - 相談指導 児童福祉司 1 - 相談指導 児童福祉司 1 - 支援係長 児童福祉司 33 担当係長 保健師 2 事務(1) 養育支援家庭訪問員(3) 里親対応専門員(2) - 家庭支援 児童福祉司 1 担当係長 児童福祉司 1 - 障害児支援 児童福祉司 1 担当係長 児童福祉司 1 - こころのケア係長 児童心理司 21 心理判定員(1) 事務(1) 精神科医師(2) - 一時保護所担当課長 - 一時保護 児童指導員 11 係長 保育士 15 担当係長 保育士(11) - 相談指導 保健師 1 看護師(1) 心理療法担当(4) 学習指導員(4) 運転者(1) 小児科医師(4) - 医務担当課長 正規職員 130人 短時間再任用職員 0人 月額会計年度任用職員 32人 計162人（ほか委嘱医師6人）

・（ ）内は月額会計年度任用職員（ ）内は嘱託委嘱医師

■ 総職員数 752人 [正規職員 592人 短時間再任用職員 2人 月額会計年度任用職員158人]（ほか委嘱医師 計17人）

イ 区子ども家庭支援課

令和4年度までに、「子ども家庭総合支援拠点」機能が全区に整備されました。こどもの権利擁護担当には、担当係長や保健師、社会福祉職のほか、子ども支援員を配置し、通告受理機関としての機能を担いました。

令和6年度から、すべての妊産婦、子育て世代、こどもへの包括的な相談支援を強化するため、子ども家庭センター機能を順次設置し、統括支援員を配置しています。

【令和7年度 鶴見区、港南区、港北区、戸塚区、泉区、瀬谷区】

表 令和7年度 区子ども家庭支援課「こどもの権利擁護担当」の職員数

		職種	人数 (人)
正規職員		担当係長（社会福祉職）、保健師、社会福祉職	54
会計年度 任用職員	子ども支援員 （支援・虐待担当）	保健師、社会福祉士、保育士、 教員免許所持者等	67
	子ども支援員 （心理担当）	公認心理師等	18
合計			139

（2）区と児童相談所の連携強化（第4条第2項）

ア 「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」に基づく連携

平成26年1月に策定した「連携強化指針」に基づき、区と児童相談所それぞれの強み・役割を活かした協働での取組、連携強化を図っています。

イ 区子ども家庭支援課と児童相談所職員の実地研修

平成24年度から実施している実地研修は、区子ども家庭支援課と児童相談所の連携強化の推進及び児童虐待対応を適切に行うための人材育成を目的とし、責任職、保健師、社会福祉職が双方向で所管区又は児童相談所で実施するものです。

区子ども家庭支援課職員は、児童相談所で通告受理や調査を経験し受理会議等に参加することで、児童相談所の実際の支援を学びます。また、児童相談所職員は、区の各種事業や取組に参加することで、区子ども家庭支援課の支援の実際を学び、それぞれの機関に戻った後の連携や支援の組立てに活かしています。

表 実地研修実績

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
区子ども家庭支援課職員（人）	10	19	23	23	22
区子ども家庭支援課責任職（人）	8	5	12	9	8
児童相談所職員（人）	13	19	20	27	24
児童相談所責任職（人）	1	9	4	4	1

(3) 専門的な職員の育成（第4条第4項）

ア 職員研修

児童虐待対応に携わる専門職員の育成として、児童相談所と区こども家庭支援課の職員研修を実施しました。

表 職員研修実績

	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
	実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)
児童相談所 職員研修	466	8,333	293	4,290	253	4,961	282	4,540	419	5,247
区職員研修 (局主催)	26	2,033	26	1,501	21	876	20	688	25	1,194
区職員研修 (区主催)	94	2,291	80	2,186	84	1,416	66	1,695	34	1,000

イ 法定研修

児童福祉法並びに児童福祉法施行規則に基づき、児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー及び要保護児童対策調整機関の調整担当者に、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修等の受講が義務付けられています。

表 法定研修実施状況（年度ごとの研修修了者数）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
児童福祉司任用前講習会（人）	45	67	29	57	57
児童福祉司任用後研修（人）	61	72	36	56	53
児童福祉司スーパーバイザー研修（人）	6	6	6	8	7
調整担当者研修（人）	27	13	22	19	15

ウ 児童精神科医によるコンサルテーション事業

児童虐待対応に関する知識と経験のある児童精神科医を、区こども家庭支援課が実施する所内検討会議、個別ケース検討会議、事例検討会議等に派遣し、区が行う支援に対し具体的な助言等を行う事業を実施しています。

【派遣回数 令和7年度 36回／年】

エ 要保護児童対策地域協議会調整機関機能強化 スーパーバイザー派遣事業

支援方針の明確化、関係機関との役割を整理し連携して支援ができるよう、児童福祉の専門家を、区こども家庭支援課が実施する所内検討会議、定期アセスメントの会議等に派遣し、実効性のある助言や指導を行う事業を実施しています。

【派遣回数 令和7年度 36回／年】

2 市の責務（第4条関係）

横浜市の責務として、児童虐待防止のため市民及び関係機関等と連携し、児童虐待の予防、早期発見や子育て支援事業などの支援策の充実を図るために必要な施策を実施しました。

（１）子育て支援事業（児童福祉法第21条の9に規定）の充実（第4条第1項）

ア こんにちは赤ちゃん訪問事業

乳児家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を地域の訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供につなげました。また、訪問の際に、子育て家庭の経済的負担を軽減することを目的とした「妊婦のための支援給付」の案内チラシ等をお渡しすることで、訪問率の向上につなげています。

また、民生委員・児童委員、地域の子育て支援者等に訪問員を委任し、子育てを地域で見守る風土づくりに取り組みました。訪問員に対しては、出産直後の養育者の不安や悩みを傾聴し必要な支援に結びつけられるよう、新任者及び現任者研修を実施するとともに、各区で連絡会を開催し訪問員と区こども家庭支援課が連携して事業に取り組みました。

表 こんにちは赤ちゃん訪問の実施状況

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
訪問件数（件）	23,203※	22,431	22,564	21,618	21,407

※新型コロナウイルス感染症流行下での対応（インターホン越しの訪問等）を含む

表 訪問員に対する研修の実施状況

年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
訪問員人数（人）		901	887	877	866	862
新任者 研 修	実施回数（回）	—※	1	1	1	1
	参加者数（人）	—※	86	107	74	85
現任者 研 修	実施回数（回）	—※	—※	1	1	1
	参加者数（人）	—※	—※	587	565	588
合 計	実施回数（回）	—※	1	2	2	2
	参加者数（人）	—※	86	694	639	673

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新任者研修については、2年度及び3年度は資料配布としました。現任者研修については、3年度～4年度は研修用の動画を作成・配布し、各区にて実施しました。

イ 育児支援家庭訪問事業

子育ての不安や孤立感を抱え継続的な支援が必要と認められる家庭に対して、区こども家庭支援課の育児支援家庭訪問員が家庭を訪問し、育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し、安定した養育ができるよう支援しました。

表 育児支援家庭訪問事業の実施状況

年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
育児支援	訪問世帯数（世帯）	457	381	383	348	308

家庭訪問員	訪問回数（回）	4,122	2,667	2,933	2,526	2,174
育児支援 ヘルパー	訪問世帯数（世帯）	69	67	62	71	59
	訪問回数（回）	1,815	1,747	2,216	2,044	1,686

ウ 子育て短期支援事業

こどもを養育する家庭において、保護者の疾病、子育ての疲れ等の理由により、こどもの養育が一時的に困難になった場合、児童家庭支援センター等で短期的なこどもの預かりを行うことで、こどもや養育者への在宅支援の充実を図りました。

表 子育て短期支援事業の実績

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
ショートステイ（件）	569	566	646	748	760
トワイライトステイ（件）	3,125	3,082	3,339	3,230	3,352
休日預かり（件）	1,784	1,494	1,493	1,439	1,402

エ 地域子育て支援拠点事業

いつでも親子が交流でき、子育て相談、情報提供等の機能を持つとともに、地域の子育て支援活動のネットワークを進め、子育て支援の人材育成機能等も併せ持つ、総合的な子育て支援の拠点を設置しています。また、子育て期のいろいろな悩みごと、困りごと等について、専任スタッフ「横浜子育てパートナー」が相談者の気持ちに寄り添い、必要な情報を調べたり、適切な支援機関を紹介したりする「利用者支援事業」を行っています。

表 地域子育て支援拠点事業の実施状況

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実施施設数（か所） （うち、利用者支援事業実施施設数）	25 (24)	26 (25)	26 (26)	28 (27)	28 (28)
延べ利用者数（人）	399,167	483,091	547,417	517,729	558,829
延べ相談件数（人）	62,500	71,287	72,536	89,527	90,808

オ 親と子のつどいの広場事業

子育て中の親子が気軽に集い、子育てについて同じような不安や悩みを持つ仲間との団らん・交流する場を提供し、子育てに対する不安感、負担感の解消や家庭の養育力の向上を図ることを目的に実施しています。

表 親と子のつどいの広場事業の実施状況

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実施施設数（か所）	67	70	74	75	78
延べ利用者数（組）	83,935	91,711	100,922	110,916	114,114

カ 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業

地域の親と子が遊び、交流し、相談できる場として、すべての市立保育所及び一部の認定こども園・認可保育所において、園庭開放、育児相談、育児講座等を行っています。

表 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業の実施状況

年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
実施園数（か所）	38	38	38	40	59
延べ利用者数※（人）	17,094	21,214	28,658	28,371	36,928

※ こどもの数

キ 私立幼稚園等はまっ子広場事業

幼稚園等の園庭・園舎を利用して、園児や地域の幼児が友達や保護者とともに安全に楽しく遊んで過ごせる場、また保護者同士が子育てについて交流・情報交換できる場を設置しています。

表 私立幼稚園等はまっ子広場事業の実施状況

年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
実施園数（か所）	35	35	37	39	37
延べ利用者数（組）	32,823	33,380	18,323	22,694	21,680

※令和5年度から在園児を除く

ク 乳幼児一時預かり事業

保護者等のパート就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、リフレッシュしたい時など保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために、一時預かりを専門に行う施設で児童を預かる事業を実施しています。

表 乳幼児一時預かり事業の実施状況

年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
実施施設数（か所）	29	34	36	38	41
延べ利用者数（人）	69,025	88,916	96,796	98,015	102,858

ケ 一時保育事業（民間保育所等・市立保育所・横浜保育室）

保護者等のパート就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童を預かる事業を認可保育所や横浜保育室で実施しています。

表 一時保育事業（民間保育所等・市立保育所・横浜保育室）の実施状況

年度		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
民間保育所等	実施施設数（か所）	444	478	479	526	534
	利用者数（人）	82,362	83,000	92,367	93,571	96,939
市立保育所	実施施設数（か所）	40	38	38	38	38
	利用者数（人）	4,826	4,683	6,388	5,737	6,495
横浜保育室	実施施設数（か所）	22	17	10	8	9
	利用者数（日分）	717	481	1,133	1,180	1,955

コ 横浜子育てサポートシステム事業

地域の中で子どもを預かってほしい人と子どもを預かる人が会員として登録し、会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け・預かりを行うことで、地域ぐるみでの子育て支援を推進しています。

表 横浜子育てサポートシステム事業の実施状況

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
区支部（拠点）事務局（か所）	18	18	18	18	18
会員数（人）	14,701	15,640	17,361	17,580	19,015
活動援助実績（件）	45,114	46,586	66,619	71,637	77,311

（２）児童虐待の予防・早期発見（第４条第２項）

区子ども家庭支援課では、市民からの通告・相談への対応に加え、各種福祉保健サービスの提供を通じて、児童虐待の予防・早期発見に取り組みました。

ア 産後母子ケア事業

産後の心身が不安定になりやすい時期において、心身のケアや育児のサポート等を行い、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的として実施しています。

デイケア型やショートステイ型では、家族等から十分な支援を受けられず、育児に対する不安が強い方を対象に、助産所や産科医療機関において心身の安定と育児不安の解消に向けた支援に取り組みました。

訪問型では、外出が難しい産婦の家庭を助産師が訪問し、授乳トラブルや母乳育児への不安の解消に向け授乳に伴う悩みや赤ちゃんのケア等の相談対応に取り組みました。

表 産後母子ケア事業利用実績

年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
ショートステイ	利用実人数（人）	591	832	790	966	1,049
	利用延日数（日）	3,037	4,034	3,662	4,314	4,533
デイケア	利用実人数（人）	352	529	482	573	701
	利用延日数（日）	1,304	1,925	1,563	1,955	2,189
訪問型	利用実人数（人）	1,272	1,098	1,097	2,070	2,809
	利用延件数（件）	2,408	2,090	2,000	3,953	4,793

イ 妊娠届出時の看護職等による面談の実施

妊娠の届出をしたすべての妊婦を対象に、看護職等による個別面談を実施し、妊婦の心身の状況や家族の状況を把握するとともに、情報提供や相談支援を行いました。

表 妊娠の届出時の看護職による個別面談の実施状況

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
妊娠の届出者数（人）	26,142	25,218	24,216	23,812	23,848
個別面談実施率（％）	98.4	99.1	99.6	99.2	99.6

表 妊娠期から養育の支援を要する特定妊婦の把握状況（各年度3月末時点）

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
特定妊婦登録人数（人）	112	122	93	90	78

ウ 母子保健コーディネーターによる支援

子育て世代包括支援センターの機能として、母子保健コーディネーターが主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図りました。

【参考】横浜市版子育て世代包括支援センターとは

「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、市町村は子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施することとされました。横浜市では、区福祉保健センターと地域子育て支援拠点がそれぞれの特徴を活かして連携・協働することで、子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から子育て期までの支援の充実を図っていきます。

エ こども家庭庁からの「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認」の実施

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、緊急に実施すべき重点対策として「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施」が掲げられたことを受け、未就園で地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用しておらず、家庭以外との接触がないこどもの安全確認、安全確保を図ることを目的として、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認を実施しました。

オ にんしんSOSヨコハマ

予期せぬ妊娠等についての不安や悩みを抱える方に対する相談体制の充実のため、電話やメール、SNSで気軽に相談できる窓口「にんしんSOSヨコハマ」を委託により運営しました。当事者だけでなく、取り巻く家族等、多岐にわたる相談を受け、必要に応じて区福祉保健センター等の継続支援につなげました。

表 相談実績数

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
相談実績数（件）	409	364	583	672	867

カ ファミリーサポートクラス

乳幼児健診等において、育児不安を抱える又は不適切な養育のおそれがあると把握された保護者に対し、虐待予防の支援として、保護者同士が、カウンセラー等専門職を交えて育児に関する悩みを話し合い、育児不安の解消及び母子関係の再構築を図るグループミーティングを実施しました。

表 ファミリーサポートクラスの実績

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実施回数（回）	196	194	205	218	196
参加者実人数（人）	221	241	237	211	167
参加者延べ人数（人）	618	593	583	621	586

キ 産婦健康診査事業

産褥期の心身の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産後2週間・1か月における産婦健康診査費用の一部を助成しました。E P D S（エジンバラ産後うつ質問票）を健診項目の1つとすることで、産後うつ等の心の不調を抱える人を早期に把握し、必要に応じて、区福祉保健センター等の支援につなげました。

表 産婦健康診査費用補助券の利用状況

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
2週間健診（件）	14,757	14,222	13,938	13,765	14,456
1か月健診（件）	21,818	20,485	20,016	19,373	19,496
合計	36,575	34,707	33,954	33,138	33,952

ク 母子生活支援施設を活用した妊娠期支援事業

妊娠・出産において支援が必要な特定妊婦に対し、妊娠・出産時期の生活支援・育児支援を実施するため、母子生活支援施設の緊急一時保護事業の特例利用として母子生活支援施設に一時的（原則、産前8週、産後8週間）な入所を行います。施設のサポートのほか、訪問指導者（助産師）が育児手技等の専門的な指導を行うことで、深刻な虐待リスクを回避し、母子の生活の安定を図ります。緊急一時保護事業を行っている全7施設で実施しています。

表 実施状況

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
入所人数（人）	6	7	9	6	12
訪問指導者派遣回数（回）	49	63	62	46	86

ケ 医療機関における情報提供書等を活用した情報提供

妊娠・出産・育児期において、養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、速やかに支援を開始するための取組として、平成26年8月に、診療情報提供料として診療報酬上の算定ができる「要養育支援者情報提供書」の活用方法を紹介した「要養育支援者情報提供書取扱いガイド」を作成し、産婦人科、小児科、精神科の医療機関に配布しました。これまでも、産科医療機関から出産後の母子の退院連絡票を受理した区こども家庭支援課では、家庭訪問を実施し、要保護児童等の把握や支援を行っていましたが、この情報提供書の活用により、妊娠中から支援が必要な特定妊婦等の早期把握・支援における医療機関との連携を深めています。

表 医療機関からの連絡票の受理状況（カッコ内は要養育支援者情報提供書を再掲）

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
件数 （件）	3,534 (952)	5,259 (941)	4,789 (773)	4,909 (964)	5,102 (848)

(3) 関係機関が行う虐待の防止のための取組の支援（第4条第3項）

横浜市では、要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関が連携して児童虐待の防止・早期発見から支援に取り組んでいます。児童相談所、区こども家庭支援課、局こどもの権利擁護課がそれぞれ、要保護児童対策地域協議会の構成員を対象に連絡会や研修を実施し、虐待対応における関係機関連携の推進を図りました。

ア 関係機関向けの研修

(ア) 児童相談所が実施した研修（令和7年度）

実施回数 (回)	参加人数 (人)	機関別内訳（参加人数）（人）			
		民生・児童委員	学校	保育園・幼稚園	その他
49	1,039	256	158	0	625

(イ) 区こども家庭支援課が実施した研修（令和7年度）

実施回数 (回)	参加人数 (人)	機関別内訳（参加人数）（人）			
		民生・児童委員	学校	保育園・幼稚園	その他
65	1,939	172	268	715	784

(ウ) 局こどもの権利擁護課が実施した研修（令和7年度）

テーマ	講師	参加人数 (人)	機関別内訳（人）			
			民生・児童委員	教育関係	保育園・幼稚園	区・児相等
加害者自死と一体化した子ども殺害～最たる子ども虐待「親子心中」とは～	かわさき ふみひこ 氏 川崎 二三彦 氏	119	18	27	52	22

イ 横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）の活動

平成25年11月に市内の中核医療機関等の小児科医が中心となって発足したネットワーク会議は、平成26年12月から要保護児童対策地域協議会の代表者会議の下部組織に位置付けられています。医療機関が行った虐待事例の診断や連携等をテーマにした事例検討と、CDR（Child Death Review）関連部会、医療ソーシャルワーカーや看護師を中心とした情報交換部会を開催し、CPT（Child Protection Team）の運営や多機関・多職種連携について検討しました。さらに、令和7年度には児童精神科部会が発足し、児童精神科医療機関と行政・福祉関係機関の連携、支援体制の強化を図ることを目的に事例検討を行いました。医療従事者向けの研修として横浜市医師会への委託により、医療機関向け虐待対応プログラム（BEAMS）Stage1、Stage2※を開催しました。

※日本子ども虐待医学会が認定する医療機関向けの虐待対応プログラム。Stage1では児童虐待の定義、対応時の基本的な考え方を学ぶ。Stage2では医学的診断など専門的内容が含まれる。

◇参加医療機関

横浜市立大学附属病院、横浜市立大学附属市民総合医療センター、横浜市立市民病院、横浜市立みなと赤十字病院、済生会横浜市南部病院、横浜労災病院、済生会横浜市東部病院、国立病院機構横浜医療センター、神奈川県立こども医療センター、聖マ

リアンナ医科大学横浜市西部病院、昭和医科大学横浜市北部病院、昭和医科大学藤が丘病院（12病院）

児童精神科部会は、神奈川県立こども医療センター、神奈川県立精神医療センター、東横恵愛病院、横浜カメリアホスピタル、横浜市立大学附属市民総合医療センター、横浜市立大学附属病院が参加。

◇開催状況

日時	種別	概要	参加人数
R7.7.17	標準化部会	【事例提供機関】 横浜市立市民病院 横浜労災病院	71人
R8.3.5		【事例提供機関】 横浜市立大学附属市民総合医療センター 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	83人
R7.11.5	情報交換部会	CPTの運営や多機関・多職種連携について 【当番病院】 横浜労災病院 横浜市立みなと赤十字病院	41人
R7.11.21	CDR関連部会	「子どもの不審死検証会」 CDRミニレクチャー、事例紹介と模擬CDR	56人
R7.12.4	児童精神科部会	医療機関と行政との連携会議及び事例検討	64人
R7.9.24	研修会 （横浜市医師会委託）	医療機関向け虐待対応プログラム（BEAMS研修）Stage1 【講師】神奈川県立こども医療センター 田上 幸治 氏	56人
R8.2.20		医療機関向け虐待対応プログラム（BEAMS研修）Stage2 【講師】聖マリアンナ医科大学病院 栗原 八千代 氏	32人

ウ 各区と医療機関の連絡会の開催

妊娠・出産・育児期に支援が必要な養育者を早期に把握し、医療機関と行政が連携して支援することで、虐待の未然防止・早期発見に繋げるよう、産科・小児科などを中心に連絡会を開催し連携を深めました。

表 区と医療機関の連絡会の実施状況（令和7年度）

開催日	対象病院	主催（病院 or 区）	区
令和7年			
4月7日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	南区
4月24日	済生会横浜市東部病院	病院	神奈川区

4月28日	横浜市立みなと赤十字病院	病院	中区
5月8日	済生会横浜市東部病院	病院	鶴見区
5月11日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	中区
5月12日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	磯子区
6月2日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	南区
6月4日	仲町台レディースクリニック	区	都筑区
6月23日	横浜市立みなと赤十字病院	病院	中区
6月26日	済生会横浜市東部病院	病院	神奈川区
6月30日	医療法人産育会 堀病院	区	西区・旭区・保土ヶ谷区 ・泉区・瀬谷区
7月4日	済生会横浜市東部病院	病院	神奈川区
7月6日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	中区
7月7日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	磯子区
7月10日	済生会横浜市東部病院	病院	鶴見区
7月17日	済生会横浜市南部病院	病院	港南区
8月4日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	南区
8月25日	横浜市立みなと赤十字病院	病院	中区
8月28日	済生会横浜市東部病院	病院	神奈川区
9月1日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	磯子区
9月7日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	中区
9月11日	済生会横浜市東部病院	病院	鶴見区
10月6日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	南区
10月17日	聖マリアクリニック港南台	区	港南区
10月17日	横浜市立大学附属病院・横浜南共済病院 ・山本助産院	区	金沢区
10月21日	神奈川県立こども医療センター	病院	港南区
10月23日	済生会横浜市東部病院	病院	神奈川区
10月27日	横浜市立みなと赤十字病院	病院	中区
11月2日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	中区
11月10日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	磯子区
11月13日	済生会横浜市東部病院	病院	鶴見区
11月28日	国際親善病院	区	泉区
12月1日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	南区
12月8日	あおのウィメンズクリニック・戸塚共立レディースク リニック・横浜医療センター・小川クリニック	区	戸塚区

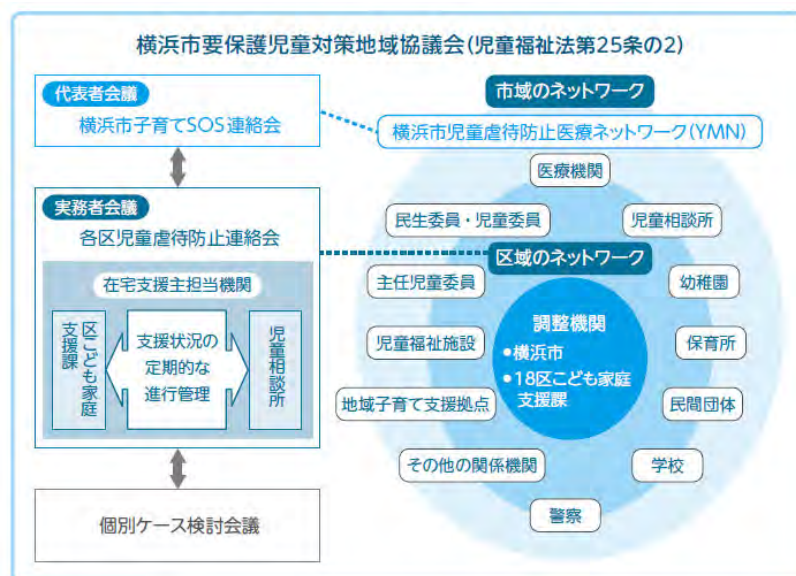
12月22日	横浜市立みなと赤十字病院	病院	中区
12月25日	済生会横浜市東部病院	病院	神奈川区
令和8年			
1月8日	sola クリニック	区	都筑区
1月8日	フォレストアヴェルデ	区	都筑区
1月15日	済生会横浜市東部病院	病院	鶴見区
1月18日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	中区
1月19日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	磯子区
2月2日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	南区
2月3日	医療法人産育会 堀病院	区	瀬谷区
2月6日	済生会横浜市東部病院	病院	神奈川区
2月24日	横浜市立みなと赤十字病院	病院	中区
2月27日	済生会横浜市東部病院	病院	神奈川区
3月1日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	中区
3月2日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	磯子区
3月6日	ふれあい横浜ホスピタル	区	中区
3月12日	済生会横浜市東部病院	病院	鶴見区

(4) 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化（第4条第5項）

ア 横浜市要保護児童対策地域協議会の活動報告

要保護児童等（虐待を受けている子ども等）の早期発見や適切な保護のため、関係者や関係機関が円滑に連携していくことを目的とした要保護児童対策地域協議会を、児童福祉法に基づき設置しています。

○ 横浜市要保護児童対策地域協議会の構成



(ア) 代表者会議（横浜市子育てSOS連絡会）

児童虐待防止のための啓発活動やネットワークづくり等、全市的な児童虐待対策の推進や関連事業の総合調整に関する協議を目的としています。代表者会議の事務局はこども青少年局が担い、年2回定期的に会議を開催しています。

【令和7年度開催状況 第1回：令和7年6月4日、第2回：令和7年12月3日】

(イ) 実務者会議（区虐待防止連絡会）

各区において、学校、保育所、幼稚園、民生委員、主任児童委員、医療機関、警察等の関係機関が集まり、機関相互の円滑な連携のための情報交換や協議を行っています。実務者会議は事務局を区こども家庭支援課が担い、区を単位とした会議開催に加え、小地域ごとの会議や機関別の会議、また研修会など計677回開催しました。

(5) 精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備（第4条第6項）

ア 区の実施

子育て中の養育者の不安軽減や、児童虐待予防のため精神科医や臨床心理士等による面接相談を実施することで、養育者の育児不安の解消や精神科医の受診につながりやすくする取組などを実施しました。

表 各区の実施

実施区	事業名	実施回数（回）	参加人数（人）
鶴見区	専門相談	60	142
神奈川区	ファミリーサポート事業	11	18
南区	親カウンセリング	60	92
旭区	個別ペアレントトレーニング	9	14
金沢区	個別カウンセリング	8	12
緑区	ペアレンタルコンサルテーション事業	25	79
青葉区	妊娠期からのメンタルヘルス講座	2	76
都筑区	コアラの相談	10	12
戸塚区	個別カウンセリング	24	36
泉区	ママパパカウンセリング	52	66

イ 妊産婦メンタルヘルス対策

妊娠・出産に起因する産後うつ病の予防及び早期発見・早期支援を行う体制構築に向けて、産科・精神科等の医療機関や行政等の関係機関の連携を図る連絡会を開催しました。

ウ おやこの心の相談事業

産後うつ等の心の不調がある妊産婦とその家族が、精神科医に相談しやすい環境を整備するための「おやこの心の相談事業」を9区（神奈川区、南区、港南区、保土ケ谷区、磯子区、金沢区、港北区、青葉区、戸塚区）で実施しました。

(6) 子供が一人の人間として尊重され、虐待から守られるための啓発及び相談先の情報提供（第4条第7項）

ア リーフレット「こどもの権利を守ろう！STOP！こども虐待」

こどもの権利を守り、体罰によらない子育てを推進するため、リーフレットを作成し、地域の関係機関へ配布しました。

イ こども向け相談チラシ「そうだんするキミはすごいよ」

こども自身が自分の気持ちを伝え、相談できるよう、相談チラシを作成し、区役所や児童相談所等関係機関での個別支援で活用しました。

ウ 「こども虐待防止市民サポーター講座」の開催

横浜市民や、地域でこどもの支援を行っている方を対象に、基礎編としてこども虐待の基本やこどもの権利、体罰等によらない子育てについて、応用編としてペアレント・トレーニングの実践、加害者自死と一体化したこども殺害（親子心中）に関する講座を行いました。

エ かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE カード

親子関係の悩みの相談先の周知のため、かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE のカードを、市立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の全児童・生徒へ配布しました。

(7) 配偶者に対する暴力への対応との連携強化（第4条第8項）

区役所こども家庭支援課で把握したDVと児童虐待が併存する案件を組織的に協議する仕組みを整備し、連携強化に取り組んでいます。

(8) 調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育の実施（第4条第9項）

ア 親になるために必要な知識及び命の大切さ

○ 区の実践

区福祉保健センターが小・中学校等と協働し、心身の発達や命の大切さについて学ぶ機会を提供し、こども自身の健康や将来について主体的に考える力を育むことや、自己と他者を思いやり、尊重する心を養うことを目指し、思春期保健事業を実施しました。また、赤ちゃんふれあい体験を通して、将来自分が親になることや子育てをイメージする機会をつくる取組を行いました。

表 令和7年度の実施状況

内容	実施区	参加延人数 (人)
小・中学生等を対象にした思春期健康教育等	17	8,672

イ 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析

○重篤事例等検証部会による検証

横浜市児童福祉審議会運営要綱に基づき、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、事実の把握、発生要因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することを目的とし、「児童虐待による重篤事例等検証部会」を児童福祉審議会の部会として設置しています。

令和7年度は、令和7年7月～令和8年2月に5回の検証部会等を開催しました。

ウ 虐待の予防及び早期発見のための方策

各区では、子育ての不安や負担感を減らすとともに、児童虐待の予防や早期発見につながるよう、養育者同士が育児の悩みを相談し合う交流会や育児に関する学習会、養育者向けの講演会等を実施しました。

表 令和 7 年度の実施状況

内容	実施区	参加人数（人）
親支援プログラムを活用した養育者支援事業等	4 区	480
養育者の育児不安や悩みの解消のための研修・交流会等	7 区	1,269

エ 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方

（ア）被虐待児支援強化事業

児童相談所職員等が専門的な面接技術や診察等に関する知識を習得することを目的に、被害確認面接・系統的全身診察[※]等に関する研修に参加しました。被害児童の心身への影響や不安感等を軽減しながら、的確な支援が行えるように、支援の質の向上に取り組んでいます。

[※] 性的虐待を受けたこどもに対し、専門的な手法で一人の医師が丁寧に全身を問診し、診察する方法です。他の虐待の発見や治療の必要性の検討、客観的証拠の確保及び児童の心理ケア（児童自身の身体に対する漠然とした不安の軽減）に大きな効果があります。

表 被害確認面接研修

年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
児童相談所職員 [※] （人）	3	13	2	11	14

[※] 平成 27 年度までは本市主催研修。平成 28 年度以降は NPO 法人主催の研修へ参加。
令和 4 年は港区児相と共同開催研修。

表 系統的全身診察トレーニング研修

年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
受講者数（医師等）（人）	9	15	14	23	16

（イ）健全育成事業

児童相談所が児童虐待等を理由に在宅で支援しているこどもを対象に、野外活動や集団活動などのレクリエーションを実施し、こどもの活動の様子を保護者と共有して、親子関係の改善などの支援に役立てています。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和 4 年度まで事業実施を中止していましたが、令和 5 年度から再開しています。コロナ禍以前は 1 泊 2 日でキャンプを実施していましたが、日帰りのレクリエーションとして 2 回に分け、各所 2 回ずつで計 8 回実施しました。事業実施の中でこどもの成長が見られたり、活動中の行動観察を通してこどもの新たな面を発見し保護者と共有することでこどもの自己肯定感をはぐくむことにつながったり、こどもの社会性・協調性の向上や親子関係の調整等、こどもの養育改善・成長につながりました。

オ 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割

(ア) 虐待の未然防止及び早期発見

いじめや不登校、虐待などの様々な課題に対応するため、児童支援専任教諭および生徒指導専任教諭を全小・中学校に配置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用しながら、「チーム学校」として区や児童相談所等の関係機関との連携を推進することで、学校における児童虐待の未然防止、早期発見に取り組みました。

- ・児童支援専任教諭および生徒指導専任教諭（全小・中学校に配置）
- ・スクールソーシャルワーカー（４方面学校教育事務所に、定期的に中学校ブロックを訪問して支援する46人の巡回型担当、OJT を担当する８人のトレーナースクールソーシャルワーカー、事案を管理する４人の統括スクールソーシャルワーカーの合計58人を配置。不登校支援・いじめ対策課には、高校・特別支援学校担当１人と、定時制高校や夜間中学校を担当するユーススクールソーシャルワーカー１人、特別支援学校及びスクールソーシャルワーカー活用事業を担当する社会福祉職１人、社会福祉職の担当係長１人を配置。）
- ・スクールカウンセラー（小学校については週１回程度、中学校については週２回程度、全ての学校で相談が受けられる体制で配置）

(イ) 児童虐待対策の推進

教職員に対し、こども青少年局による児童虐待対策に関する研修を実施しました。

表 令和７年度の実績

内容	実施日	対象
新任児童支援・生徒指導専任教諭研修 要保護児童等への支援について ～児童・生徒を児童虐待から守るために～	R 7. 5 月	新任児童支援・生徒指導専任教諭 (104人参加)

(ウ) 放課後児童育成事業関係者への啓発・研修

放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ及び特別支援学校はまっ子ふれあいスクールに従事するスタッフを対象に研修を実施しました。

また、こども青少年局放課後児童育成課の巡回相談員８人が、現場訪問時に随時、情報提供や啓発を行いました。

表 令和７年度の実績

内容（講師）	実施日	参加人数(人)
児童虐待の防止と対応 (講師：中央児童相談所 虐待対応・地域連携課)	R 7. 10. 16	149
	R 7. 11. 13	78

カ 体罰その他子供の品位を傷つける行為によらない子育ての方法

(ア) 親子関係形成支援事業

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者を対象に、親子の関係性

やこどもの発達段階に応じた関わり方等の知識や方法を習得するための、ペアレント・トレーニング等を実施しました。これにより、保護者の養育力の向上を図るとともに、適切な親子関係の形成を支援しました。令和7年度からモデル事業として開始し、保土ヶ谷区、港北区、戸塚区の3区で実施し、計30人が参加しました。

3 市民の責務（第5条関係）・関係機関等の責務（第7条関係）

（1）虐待を防止するための施策への協力、早期発見、啓発等（第7条第1項、第2項、第5項）

ア 横浜市子育てSOS連絡会構成機関の取組一覧（令和7年度）

横浜市医師会	○「令和7年度 BEAMS 研修 Stage 1・Stage 2」を開催 （横浜市こども青少年局より運営受託） 対象：横浜市内の子どもに関わる全ての職種 〈Stage 1〉令和7年9月24日 対面＋WEB [受講者数：56名（うちWeb参加42名）] 〈Stage 2〉令和8年2月20日 対面のみ [受講者数：32名] 受講者アンケートでは、児童虐待に関する基礎知識の整理や、日常診療を想定した具体的な解説が分かりやすいとの評価。また、未受講者に薦めたい、今後も継続して受講したいという感想も多く、本研修が児童虐待対応の理解 促進につながっていることがうかがえた。引き続き本研修を通じて、児童虐待の早期発見及び適切な対応の強化に取り組んでいく。
横浜市 産婦人科医会	○毎年行っている横浜市精神科医会との合同研究会を本年度も開催予定。昨年は令和7年10月23日に「若年女性の月経異常とメンタルヘルス」という演題で講演があり、両会で83名の参加だった。 ○そのほか、産婦人科医会独自の企画として、若年女性の性被害や性暴力を予防し SRHR（Sexual Reproductive Health and Rights, 性と生殖に関する健康と権利）の啓蒙を行っていくことを目的とし、藤沢市で開業されている門間美佳先生に講演いただき会員の意識向上を図った。
横浜市 精神科医会	○「おやこの心の相談」への参画 横浜市妊産婦メンタルヘルス事業の一環として、産後うつの可能性のある妊産婦やその家族と支援者に対する個別相談を実施している。（区福祉保健センター） ○通常診療での対応 精神疾患を有する妊産婦、保護者として子育てをしている患者さんへの診療に際し、子どもへの影響を考慮して診療を行っている。 ○その他（精神科医会会員に限らず） 精神科医として福祉保健センターや児童相談所での嘱託業務を行っている。 ○児童精神科診療を行う機関では、区や児童相談所との密な連携を行っている。
横浜市 歯科医師会	○令和7年10月23日（木）横浜市からの委託を受け、日本子ども虐待医学会が実施するBEAMS 研修（医療機関向け虐待対応プログラム）Stage I を本会会員及び会員診療所従事者向けに開催。 ○新規学校歯科医研修会での児童虐待対策についての説明。
神奈川県 弁護士会	○児童相談所職員に対して ・虐待対応、法律対応に関する職員研修の実施 ・一時保護状の内容確認、法的観点からの助言 ○児童相談所に対して ・虐待対応、親権制限、面会交流制限、その他法律訴訟対応、各種法律相談に随時対応 ○児童・保護者・親権者に対して

	・児童相談所職員による面談同席 ・法的観点からの助言、支援を実施
神奈川県警察本部	○児童の安全確認及び安全確保を最優先とした児童虐待事案への的確な対応を重点に、あらゆる警察活動を通じて被害児童の早期発見・保護に努めた。 ○児童虐待のおそれがある事案について、積極的に児童相談所への通告を行った。令和7年中に通告した児相数は16,642人で、前年に比べ2,886人(+21%)増加した。 ○態様別では、身体的虐待が2,254人(+251人)、心理的虐待が13,011人(+2,395人)、ネグレクトが1,342人(+229人)、性的虐待が35人(+11人)であった。 ○令和8年も関係機関と協力し、児童の安全確保及び被害の拡大防止を念頭に置いた組織的対処を徹底していく。 ※「年度」ではなく「年」ごとの実績。
横浜地方 法務局 人権擁護課 横浜市 人権擁護委員	1 児童虐待に関する人権相談体制 ○「こどもの人権110番」相談電話（フリーダイヤル）の常設 ・実施時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで ・対応者 法務局職員及び人権擁護委員 ○「こどもの人権110番」強化週間の実施 ・実施期間 令和7年8月27日（水）から同年9月2日（火）まで ・実施内容 （ア）平日は午前8時30分から午後7時まで相談時間を延長 （イ）土曜日及び日曜日は午前10時から午後5時まで開設 ○こどもの人権SOSミニレターの配布 ・配布対象 県内全ての小学校及び中学校の児童・生徒 ・配布方法 学校を通じ、5月から6月にかけて配布 ・その他 令和7年度は、設置先を拡大し、児童相談所、フリースクール等の74施設への設置 ○インターネット人権相談 法務省ホームページの専用フォームによる人権相談の受付 ○LINEによる人権相談 LINE公式アカウント「法務局LINEじんけん相談」を利用した人権相談の受付 2 関係機関との連携 ○上記の各人権相談及び受領したSOSミニレターの相談内容から、児童虐待や自傷・自殺が疑われる場合には、学校、児童相談所その他の関係機関と連携し、情報収集及び情報提供を行うなどして対応している。
横浜市民生委員 児童委員協議会 主任児童委員連 絡会	○各区開催の要保護児童対策地域協議会の会議に参加 ○関係機関との連携（児童支援、生徒指導専任教諭協議会への参加、SSWとの交流、区役所との命の授業、子育てネットワーク会議への参加、保育園長会との交流、保育園・小学校・中学校と情報交換、こんにちは赤ちゃん訪問事業・こども食堂・寄り添い型学習支援事業等への協力など） ○子育て家庭への支援（子育てサロン、ひろばなど）子育ての中での不安や心配事を気兼ねなく話してもらい、安心して相談できる機関があることを伝える。

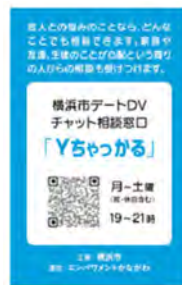
	○啓発活動として、 オレンジリボンたすきリレーで、 ゴール会場でブース展示し、虐待防止のチラシや手作りおもちゃを配付。
よこはまチャイルドライン	○子どもたちからの電話を受ける「受け手」に対し、研修や事例検討会等で、児童虐待についての知識を学び・共有している。 また、「受け手」をサポートする「支え手」については、月に1回勉強会を実施し、常に新しい知識の研鑽に努めている。 ○電話をかけてきた子どもに対し、必要に応じて児相(189)の情報を伝えるなどしている。
横浜市社協 児童福祉部会	○パーマネンシー保障への取り組み 要保護児童の養育先が里親・施設にかかわらず、支援の継続性や一貫性、連続性を考慮した真に大切な支援は何かを関係機関と連携しながらすすめた。 ○里親支援体制の再構築についての取り組み 里親家庭を社会的養護の一翼と捉え、里親支援体制を再構築するための里親支援センター設置に向けた「在り方検討会」を開催し、市こどもの権利擁護課・児童相談所・各種別代表者等で情報共有と協議をし、開設に向けて、令和8年度以降もその内容等を継続協議していくこととなった。 ○意見表明支援事業への取り組み 令和6年度より、横浜市では社会的養護施設入所児童に対する第三者性を担保した意見表明支援事業が開始された、令和7年度においても、引き続き実施され、こどもがより安心して生活できる環境の構築に取り組んだ。
横浜市 幼稚園協会	○事業推進検討会（横浜市こども青少年局との定例会議）で情報提供を受けて、運営委員会（協会内の役員会等）で報告をしたうえで、各区の園長会等で伝達するとともに、加盟園（240園）全園にメール配信も併用して情報発信を行っている。 ○教職員を対象に、カウンセリングマインド研究会、研究講座等を開催する中で、保護者の立場に立って話を聴ける教職員の育成に努めている。 ○月に6回程度、電話による「子育て教育相談」を実施し、臨床心理士が保護者・教職員からの相談を受けている。また、希望により、加盟園への訪問相談も実施している。令和7年度は支部の教員研修に相談員の講演も取り入れ、障がいや家庭環境など心配のある子どもたちへの援助と保護者に対する関わりについて学んだ。 ○連絡会の内容を幼稚園協会の運営委員会で報告し、各支部（区ごと）の園長会でも周知した。 ○園長等向けにメール配信を行っている協会内の「ぷちニュース」に連絡会への参加報告を掲載した。
横浜市 私立保育園 こども園 園長会	○児童福祉法の改正や保育園での虐待の通報義務の変更点について、職員に説明し情報共有を行う。 ○休みがちな子に、お休みに何をしていたか聞いたり、休み前との様子の変化に気を配る。 ○送迎時に、表情の暗い保護者に声をかけ、仕事の大変さをねぎらいながら、何か大変なことで園でお手伝いできることがあれば、相談に乗れることを伝える。 ○面談時に相談内容により、「子ども家庭相談」のパンフレットを渡し、気軽に相談できる窓口を伝える

	○身体測定や水遊びなど、子どもたちが服を脱ぐ機会に職員が視診を行い、不自然な傷などの確認をする。 ○職員が子どもたちに向けてご飯を食べてきたかさりげなく聞く ○職員が子どもたちの昼ごはんの食べ方や量を確認する ○子どもたちの準備物がそろっているかや汚れていなかったかを職員が見る ○子どもたちの口腔の状態や体の清潔さを職員が確認 ○保護者の方の様子の変化や、話した時の対応に不自然さがないかを確認 ○家で子どもがけがをしたときに、説明に不自然な点がないか保護者に確認し、子どもにもさりげなく確認する ○必要と判断した時には、関係機関に連絡・通告をする
横浜市立 小学校長会	【各校児童支援専任教諭/各区代表専任】 ○月1回の区専任会、また専任区代表者会を通して各校・各区の情報共有と関係機関との連携。また専任教諭の虐待を発見する感度の育成。 【校長会児童指導研究部会】 ○年1回、児童相談所長との懇談の機会を設け、児相の現状の共有を通して、相互に理解を深める。 【児童】 ○登校時、タブレット端末を用いた健康観察（L-gate）の実施。また教員は児童の登校時、健康診断実施時、体育授業の着替え時等を捉え、児童の身体の状態を把握する。 【教員】 ○反抗的な言動や集団逸脱行動、反社会的行動をとる児童の、行動の背景を探る。 ○保護者や児童に定期的な教育相談、個人面談を実施し、保護者や児童から得る情報の中から、虐待の可能性をキャッチする。 【学校】 ○学校だより等を用い、保護者、児童に相談窓口、相談機関の周知。 ○教員が児童の変化を見取り、共有、対応に繋げる組織体制の構築。 ○PTA、学校運営協議会と連携した虐待防止のための啓発。
横浜市立 中学校長会	○全校生徒を対象とした定期的な教育相談及び日頃の教育相談 （日頃からの人間関係を大切にし、積極的な声掛け、観察により変化を察知し、SOSを適切に受け止める） ○一人一台端末を活用した毎日の心の健康観察 ○全ての家庭を対象とした定期的な保護者面談 ○民生委員、児童委員等と連携した家庭の生活状況の確認 ○区役所や児童相談所、警察との連携 ・要保護児童対策地域協議会を活用した定期的な情報交換 ・各区児童支援・生徒指導専任教諭協議会での情報交換 ・小学校校長会児童指導研究会及び中学校校長会生徒指導部と児童相談所所長との意見交換会 ○関係機関等から提供いただいた支援事業や制度等のパンフレットを活用した保護者への啓発
横浜市教育委員会事務局	○年度当初、全保護者あてに「子どもたちの安全を最優先するために ～児童虐待に関する学校の通告義務についてのご理解、ご協力をお願い～」を配付し

	た。 ○児童相談所との人事交流を継続するとともに、局内プロジェクトにて教育と福祉の相互理解を検討し、連携促進に努めている。 ○全専任教諭に児童虐待防止に関する研修を実施し、児童虐待に関する対応力の向上を図っている。 ○就学時健康診断の実施要領、児童虐待の手引き及びチェックリストを全小学校・義務教育学校に周知し、虐待の早期発見に努めた。あわせて、就学時健康診断におけるＳＳＷの学校支援を実施している。 ○スクールソーシャルワーカーが全ての学校を巡回と要請で支援するＳＳＷ活用事業を実施している。学校との情報共有や校内巡回等により、気になる児童生徒の早期発見に努めている。 ○ＳＳＷが要対協における学校と区役所・児童相談所との情報連携を支援しており、要保護児童等の見守りに必要な情報を確実に区・児童相談所に提供できるように努めている。
市民局人権課	○全国中学生人権作文コンテスト横浜市大会表彰式（１１月）、区民まつり（９～３月）において、他の人権課題とともに、虐待防止を訴える「子ども」に関する人権啓発タペストリーを掲示し、子どもの人権を尊重していくよう発信。
市民局国際平和・ダイバーシティ推進課	○市ＤＶ相談支援センター等相談窓口の周知（通年実施） ・市関連施設、医療機関等を通じたカード配布（※１） ・ＳＮＳ（Ｘ、LINE）による情報発信 ○ＤＶ等「女性に対する暴力をなくす運動」期間の広報・啓発（毎年１１月） ・こども青少年局と連携し、児童虐待防止と女性に対する暴力をなくす運動の周知を一体的に実施 （市内施設におけるパープルライトアップ、みなとみらい線各駅のホームドアや新横浜駅内のデジタルサイネージでの広告掲出等を実施） ・区役所等で啓発タペストリーやポスター展示等のキャンペーンを展開 ・市内在住の１０代～２０代に向けてＳＮＳ（Instagram）にてデートＤＶ防止に関する広告を掲出 ○デートＤＶ防止事業 ・予防教育、相談、被害者・加害者向けの回復プログラム、広報啓発を総合的に推進し、予防から回復まで切れ目なく実施 ・相談窓口啓発用の動画を新たに作成し、市内各所にて放映したほか、併せてチャット相談窓口啓発用のカード（※２）も新規作成し、市内中学・高等学校へ配布 ※１ カード



※ 2 啓発用カード



(2) 虐待を受けたと思われる子供を発見した場合の通告義務(第5条第3項、第7条第3項)

ア 児童虐待相談の対応状況の経路別件数(令和7年度)

前年度に比べて増減が多かった主な経路は、「警察等」からの通告が696件増(14.8%増)、「家族・親戚」が325件増(21.7%増)、「福祉保健センター」が178件減(11.7%減)でした。

(単位:件、%)

区 分	市全体				区役所				児童相談所			
	6年度	7年度			6年度	7年度			6年度	7年度		
		件数	前年度比	構成比		件数	前年度比	構成比		件数	前年度比	構成比
警 察 等	4,691	5,387	696 (14.8%)	38.0%	0	1	1 (—)	0.0%	4,691	5,386	695 (14.8%)	52.9%
学 校	2,016	1,883	▲133 (▲6.6%)	13.3%	764	694	▲70 (▲9.2%)	17.4%	1,252	1,189	▲63 (▲5.0%)	11.7%
家族・親戚	1,495	1,820	325 (21.7%)	12.8%	531	694	163 (30.7%)	17.4%	964	1,126	162 (16.8%)	11.1%
福祉保健 センター※1	1,522	1,344	▲178 (▲11.7%)	9.5%	1,126	1,014	▲112 (▲9.9%)	25.4%	396	330	▲66 (▲16.7%)	3.2%
児童相談所	919	927	8 (0.9%)	6.5%	173	112	▲61 (▲35.3%)	2.8%	746	815	69 (9.2%)	8.0%
近隣・知人	767	688	▲79 (▲10.3%)	4.9%	280	250	▲30 (▲10.7%)	6.3%	487	438	▲49 (▲10.1%)	4.3%
保 育 所	405	438	33 (8.1%)	3.1%	327	359	32 (9.8%)	9.0%	78	79	1 (1.3%)	0.8%
医 療 機 関	342	385	43 (12.6%)	2.7%	195	185	▲10 (▲5.1%)	4.6%	147	200	53 (36.1%)	2.0%
児童福祉施設 等	194	253	59 (30.4%)	1.8%	105	136	31 (29.5%)	3.4%	89	117	28 (31.5%)	1.1%
児 童 本 人	179	252	73 (40.8%)	1.8%	22	34	12 (54.5%)	0.9%	157	218	61 (38.9%)	2.1%
他都道府県 市 町 村	187	191	4 (2.1%)	1.3%	187	189	2 (1.1%)	4.7%	0	2	2 (—)	0.0%
幼 稚 園	115	87	▲28 (▲24.3%)	0.6%	70	52	▲18 (▲25.7%)	1.3%	45	35	▲10 (▲22.2%)	0.3%
児 童 委 員	36	15	▲21 (▲58.3%)	0.1%	33	15	▲18 (▲54.5%)	0.4%	3	0	▲3 (—)	0.0%
教育委員会 等	17	9	▲8 (▲47.1%)	0.1%	9	8	▲1 (▲11.1%)	0.2%	8	1	▲7 (▲87.5%)	0.0%
その他※2	536	501	▲35 (▲6.5%)	3.5%	234	256	22 (9.4%)	6.4%	302	245	▲57 (▲18.9%)	2.4%
合 計	13,421	14,180	759 (5.7%)	100.0%	4,056	3,999	▲57 (▲1.4%)	100.0%	9,365	10,181	816 (8.7%)	100.0%

【注】各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているので、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

※1：区こども家庭支援課が業務(母子手帳交付、乳幼児健診、各種手当手続き、保育所相談等)を契機に把握・対応したもの及び市内他区からの住所異動により引き継いだ案件を含む。

※2：継続支援中の児童のきょうだい児について、通告等を経ずに支援対象として支援を開始することが望ましいと判断した案件や、児童の状況確認ができず調査や支援等を行った案件等を含む。

4 通告及び相談に係る対応等（第8条関係）

（１）通告の調査、子供の安全確認を行うための措置（第8条第1項）

通告受理機関（児童相談所、区子ども家庭支援課）は、児童虐待の通告に対し、速やかに調査を行い、こどもの安全確認を行います。

ア 児童虐待相談の対応件数

（児童虐待（疑いを含む）に係る通告・相談に対し、調査等の対応をした件数）

区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
区役所（件）	3,821	3,949	4,429	4,056	3,999
児童相談所（件）	7,659	9,028	9,606	9,365	10,181
合計（件）	11,480	12,977	14,035	13,421	14,180

イ 相談種別件数（令和7年度）

市全体では心理的虐待の割合が大きく、55.5%となっています。

（単位：件）

区分	市全体				区役所				児童相談所			
	6年度	7年度			6年度	7年度			6年度	7年度		
		件数	前年度比	構成比		件数	前年度比	構成比		件数	前年度比	構成比
身体的虐待	3,066	3,161	95 (3.1%)	22.3%	812	902	90 (11.1%)	22.6%	2,254	2,259	5 (0.2%)	22.2%
性的虐待	130	89	▲41 (▲31.5%)	0.6%	20	17	▲3 (▲15.0%)	0.4%	110	72	▲38 (▲34.5%)	0.7%
心理的虐待	7,038	7,863	825 (11.7%)	55.5%	1,326	1,422	96 (7.2%)	35.6%	5,712	6,441	729 (12.8%)	63.3%
ネグレクト	3,187	3,067	▲120 (▲3.8%)	21.6%	1,898	1,658	▲240 (▲12.6%)	41.5%	1,289	1,409	120 (9.3%)	13.8%
合計	13,421	14,180	759 (5.7%)	100.0%	4,056	3,999	▲57 (▲1.4%)	100.0%	9,365	10,181	816 (8.7%)	100.0%

※ 各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

ウ 年齢別件数（令和7年度）

市全体では「1歳から6歳」の割合が多く、36.4%となっています。

（単位：件）

区分	市全体				区役所				児童相談所			
	6年度	7年度			6年度	7年度			6年度	7年度		
		件数	前年度比	構成比		件数	前年度比	構成比		件数	前年度比	構成比
0歳	690	780	90 (13.0%)	5.5%	305	305	0 (0%)	7.6%	385	475	90 (23.4%)	4.7%
1～6歳	5,099	5,168	69 (1.4%)	36.4%	2,024	1,968	▲56 (▲2.8%)	49.2%	3,075	3,200	125 (4.1%)	31.4%
7～12歳	4,703	4,941	238 (5.1%)	34.8%	1,271	1,267	▲4 (▲0.3%)	31.7%	3,432	3,674	242 (7.1%)	36.1%
13～15歳	1,899	2,128	229 (12.1%)	15.0%	344	358	14 (4.1%)	9.0%	1,555	1,770	215 (13.8%)	17.4%
16歳以上	1,030	1,163	133 (12.9%)	8.2%	112	101	▲11 (▲9.8%)	2.5%	918	1,062	144 (15.7%)	10.4%
合計	13,421	14,180	759 (5.7%)	100.0%	4,056	3,999	▲57 (▲1.4%)	100.0%	9,365	10,181	816 (8.7%)	100.0%

※ 各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

エ 主たる虐待者別件数（令和 7 年度）

市全体では実母によるものの割合が大きく、53.9%となっています。

（単位：件）

区 分	市全体				区役所				児童相談所			
	6 年度	7 年度			6 年度	7 年度			6 年度	7 年度		
		件数	前年度比	構成比		件数	前年度比	構成比		件数	前年度比	構成比
実 父	5,422	5,879	457 (8.4%)	41.5%	1,174	1,206	32 (2.7%)	30.2%	4,248	4,673	425 (10.0%)	45.9%
実 父 以 外 の 父	375	368	▲7 (▲1.9%)	2.6%	56	52	▲4 (▲7.1%)	1.3%	319	316	▲3 (▲0.9%)	3.1%
実 母	7,334	7,647	313 (4.3%)	53.9%	2,783	2,702	▲81 (▲2.9%)	67.6%	4,551	4,945	394 (8.7%)	48.6%
実 母 以 外 の 母	25	32	7 (28.0%)	0.2%	8	6	▲2 (▲25.0%)	0.2%	17	26	9 (52.9%)	0.3%
そ の 他	265	254	▲11 (▲4.2%)	1.8%	35	33	▲2 (▲5.7%)	0.8%	230	221	▲9 (▲3.9%)	2.2%
合 計	13,421	14,180	759 (5.7%)	100.0%	4,056	3,999	▲57 (▲1.4%)	100.0%	9,365	10,181	816 (8.7%)	100.0%

※ 各表の構成比は、小数点第 2 位を四捨五入して表記しているので、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

（２）通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備（第 8 条第 2 項）

ア よこはま子ども虐待ホットライン

「よこはま子ども虐待ホットライン」は、24時間365日、フリーダイヤルで児童虐待の相談・通告を受け付けています。

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
受付件数（件）	3,340	3,183	3,545	3,396	3,596

（３）通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり（第 8 条第 3 項）

ア 児童相談所全国共通ダイヤル三桁化（189）に伴う対応

本市では、児童相談所全国共通ダイヤルから繋がる連絡内容について、児童相談所や「よこはま子ども虐待ホットライン」に接続されるように対応しています。

イ かながわ子ども家庭110番相談 LINE

令和 2 年 7 月 1 日から、児童虐待の早期発見・対応を目的に、虐待、子育ての不安等の様々な子どもに関する相談を受け付ける「かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE」を、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の 5 県市で共同運用を開始しました。

令和 7 年度の横浜市民からの相談件数は 1,925 件であり、そのうち児童虐待にかかる相談は 430 件、こども本人からの相談は 526 件となっています。

表 かながわ子ども家庭110番相談 LINE 受付件数

（単位：件）

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
総件数	2,043	1,671	2,266	2,239	1,925
（児童虐待の相談件数）	(471)	(516)	(677)	(541)	(430)
（こども本人からの相談件数）	(779)	(488)	(763)	(724)	(526)

※（ ）は総件数のそれぞれの内数

5 情報の共有等（第9条関係）

市及び関係機関は、こどもを虐待から守るため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、要保護児童対策地域協議会の活用により相互の連携・協力を図っています。

（１）保有する情報の共有、地域協議会の活用・相互連携体制の整備（第9条第1項）

ア 児童相談所と神奈川県警察の児童虐待事案に係る連携

平成29年2月に児童相談所と神奈川県警察が児童虐待事案に係る連携協定を締結、3月1日に運用を開始しました。児童相談所及び警察が児童虐待対応を行うにあたり、児童の安全確認と安全確保のために必要だと判断される情報を相互に照会し、児童虐待の緊急性などを総合的に判断します。

また、照会を受けた場合は、各機関が必要と認める情報を記録等で確認の上、速やかに電話等で回答することで、より迅速で的確な児童虐待対応に繋がっています。

表 協定に基づく情報共有件数

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
児童相談所から警察に提供（件）	701	805	1,304	1,741	2,767
警察から児童相談所に提供（件）	2,810	4,098	3,506	3,420	3,699
合計（件）	3,511	4,903	4,810	5,161	6,466

イ 要保護児童等進行管理会議

横浜市では、児童相談所と区こども家庭支援課が支援する、進行管理台帳に登録する全ての虐待ケースについて、所属ごとの定期的なアセスメントを行い、3か月に一度「要保護児童等進行管理会議」を開催し、児童相談所と区の両機関によって、ケースの状況把握、援助方針の見直し、個別ケース検討会議の必要性などを検討しています。この検討にあたっては、所属機関（学校、保育所、幼稚園等）からの情報収集や情報提供を積極的に行っています。

平成28年度から、市立学校に在籍する要保護児童等の全数を情報共有する仕組みを構築し、学齢期のこどもの支援における連携が進んでいます。

表 進行管理台帳登録件数

年度	3年度末	4年度末	5年度末	6年度末	7年度末
要保護児童（人）	5,265	5,469	5,082	5,031	5,044
特定妊婦（人）	112	122	93	90	78
合計（人）	5,377	5,591	5,175	5,121	5,122

ウ 個別ケース検討会議

個別ケース検討会議は要保護児童対策地域協議会に位置付け、こどもや養育者に直接関わりがある関係者が集まり、具体的な支援策を検討するための会議です。

会議は、個別事例の状況に応じて随時開催し、関係者が必要な情報を共有して課題や問題点を抽出し、具体的な支援方針と各関係者の役割分担を決定します。令和7年

度は、1,757回開催し、延べ3,038人について検討しました。

表 個別ケース検討会議開催回数

年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
開催回数（回）	1,681	1,856	1,942	1,723	1,757

（２）要保護児童の転居に伴う引継の徹底（第９条第２項）

要保護児童等として支援をしていた子どもが転居又は転出した場合は、転居先の住所地を所管する市町村若しくは児童相談所に対して、速やかに引継ぎを行いました。

表 要保護児童等の市内外への移管、情報提供書の送付及び受理件数(令和７年度)

担当	他都市へ送付	他都市から受理	市内移管
区こども家庭支援課(件)	137	170	240
児童相談所(件)	327	275	823
合計(件)	464	445	1,063

6 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等（第10条関係）

（１）関係機関と連携した子供の適切な保護及び支援（第10条第１項）

ア 保育所等での被虐待児の見守り

児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、被虐待児を優先的に保育所等に入所させ、見守りを行うとともに、公立保育所においては必要となる保育士の配置、民間保育所等については保育士等を確保するための経費の助成を行っています。

表 保育士加配または経費助成の対象児童数（４月１日現在）

年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
対象児童数（人）	38	44	39	39	38

イ 児童家庭支援センターによる養育家庭の支援

子育てにおいて何らかの支援が必要な家庭に対し、子育てに関する悩みや課題に対する相談・助言を行うため、児童家庭支援センターを設置し、相談支援事業、養育家庭等支援事業、地域交流事業、子育て短期支援事業等を実施しています。また、令和７年度からは、指導促進事業を新たに開始しました。

児童相談所から委託を受け、一時保護委託を行う場合もあります。

表 設置数及び相談件数

年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
設置数（か所）	17	18	18	18	18
相談件数（件）	47,908	55,078	63,515	66,036	67,936

（２）医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の適切な保護及び支援についての市への協力（第10条第２項）

再掲 関係機関の取組一覧 P20.～25参照

（３）児童福祉法に基づく権限の行使（第10条第３項）

令和７年度、児童相談所では1,719件の一時保護を実施し、そのうち児童虐待を理由とした一時保護は1,081件で、全体の62.9%となりました。また、令和７年６月から一時保護時の司法審査が始まりましたが、令和７年度に一時保護状の請求を行ったのは165件でした。

立入調査、出頭要求等は、通常の家訪問等により児童の安全確認、安全確保ができない場合に実施しますが、令和７年度は立入調査が０件、出頭要求も０件でした。それ以外にこどもの安全を守るために警察への援助要請を６件実施しました。

ア 児童福祉法に基づく一時保護及び委託保護の実績

	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
合 計（件）	1,468	1,637	1,549	1,725	1,719
一時保護所	1,117	1,226	1,139	1,291	1,335
委託	351	411	410	434	384
うち児童虐待（件）	928	1,059	947	1,108	1,081
うち一時保護状請求（件）	—	—	—	—	165

※一時保護の司法審査は令和7年6月から令和8年3月までの件数です。

【参考】一時保護状の請求手続き（児童福祉法第33条第3項）

一時保護時の司法審査として、児童相談所長等が一時保護を行うときは、以下の場合を除き、一時保護を開始した日から起算して7日以内（この期間は、初日を含む。）又は事前に、裁判官に一時保護状を請求しなければならない。

- ① 当該一時保護を行うことについて当該児童の親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」という。）の同意がある場合
- ② 当該児童に親権者等がない場合
- ③ 当該一時保護を開始した日から起算して7日以内（初日を含む。）に解除した場合

イ 立入調査、出頭要求、再出頭要求、臨検・搜索 件数

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
立入調査（件）	0	0	0	0	0
出頭要求（件）	2	0	0	0	0
再出頭要求（件）	0	0	0	0	0
臨検・搜索（件）	0	0	0	0	0

【参考】

- ・ 出頭要求等（児童虐待の防止等に関する法律第8条の2）
児童虐待が行われているおそれがあると認められるときに、児童の安全確認のために保護者に対して児童を同行して出頭することを求める（出頭要求）ことができる。
- ・ 再出頭要求等（児童虐待の防止等に関する法律第9条の2）
保護者が、第8条の2の出頭要求又は法第9条の立入調査を拒否した場合に、児童の安全確認のために保護者に対して児童を同行して出頭することを求める（出頭要求）ことができる。
- ・ 臨検、搜索等（児童虐待の防止等に関する法律第9条の3）
出頭要求又は立入調査が拒否された場合に、裁判官が発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検、搜索ができる。

ウ 弁護士相談

平成6年度から、こどもの権利を守るために児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律等による法的権限の行使（立入調査、臨検・搜索、児童福祉法第28条の請求、親権停止、未成年後見人の専任等）に関する助言、相談を委託弁護士に依頼しています。

また、令和元年度より中央児童相談所に弁護士を常勤配置し、法的対応力の強化を図りました。

（4）警察への援助要請（第10条第4項）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
援助要請件数（件）	6	18	11	7	6

（5）措置、一時保護等の解除時の配慮（第10条第5項）

施設等入退所者や、虐待を受けた経験がありながらこれまで公的支援につながらなかった児童に対しては、安定した生活の基盤がつくれるよう、入所中から退所後を通じて、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる相談、情報提供等を行っています。

ア 社会的養護自立支援拠点事業

入所中から退所後、さらに虐待を受けた経験がありながらこれまで公的支援につながらなかった方に対して、仕事、生活、住まいに関することや、各種公的手続の案内など生活上の様々な悩み事・困りごとを解決する支援をセミナー開催や個別訪問により行いました。施設等退所者、入所児童の居場所として「B4S PORT よこはま（ビーフォーエス ポート よこはま）※」を運営し、交流や相談、情報提供の場としています。

※令和6年8月1日によこはま Port For から名称変更

表 居場所利用実績

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
居場所利用者数（人）	702	708	602	773	1,105

・利用登録者数（累計）652人

イ 資格等取得支援事業

施設等退所後に、進学や就労等により社会で自立した生活を安定して送れるよう、資格取得資金や就学資金の助成を行いました。

表 給付実績

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
資格等取得支援費（人） （普通自動車免許取得）	8	3	4	3	4
専門学校・大学等への 初年度納入金（人）	20	19	24	20	12
大学進学等自立生活資金 （家賃補助）（人）	0	2	5	2	6

ウ 里親・ファミリーホームへの委託

社会全体でこどもを育てる社会的養護として、里親やファミリーホームに児童を委託し、よりきめ細かい家庭的な環境で養育を行っています。

より多くの児童を里親家庭に委託できるよう、制度への理解を深め、里親登録につなげるための説明会や広報啓発活動を行いました。

ファミリーホームでは、児童養護施設等の職員または里親としての経験がある人が養育者となり、地域の一般家屋で5～6人の児童を家庭的な環境で養育しています。

表 里親への委託状況（各年度3月末時点）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
認定里親数（組）	221	246	277	288	275
委託里親数（組）	72	87	94	108	113
委託児童数（人）	86	102	110	127	137

表 ファミリーホームへの委託状況（各年度3月末時点）

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
ホーム数（か所）	5	6	7	8	7
委託児童数（人）	21	22	30	35	31

表 年度中に新規または措置変更で里親またはファミリーホームに委託された児童

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
委託児童数（人）	29	43	58	54	55

エ こどもの意見表明支援

令和 6 年度から、意見表明支援員が児童養護施設や里親等に訪問し、こども基本法及び横浜市こども・子育て基本条例に定める「こどもが意見を表明する機会」を確保するための支援を行っています。

- ・令和 6 年度面談実施数：95人
- ・令和 7 年度面談実施数：144人

～横浜市社会的養育推進計画（令和 7 年度～令和 11 年度）の策定について～

平成 28 年度の児童福祉法改正を受けて、平成 29 年 8 月に国から「新しい社会的養育ビジョン」が示され、本市では、令和 2 年 7 月に本市の 10 か年の都道府県社会的養育推進計画として「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針（令和 2 年度～11 年度）」を定めて里親委託等を推進してきました。

令和 4 年 6 月成立の改正児童福祉法等、令和 6 年 3 月の国通知を受け、本市として、「基本的な方針」の令和 7 年度から 11 年度までの後期期間について全面的に見直しを行い、令和 7 年 3 月に新たに「横浜市社会的養育推進計画」を策定しました。

策定にあたり、施設や里親等の社会的養護関係者、学識経験者で構成する検討委員会を設置し、計画の方向性や目標値について議論を重ね、各段階で児童福祉審議会児童部会及び里親部会において意見聴取を行いました。また、素案の段階で、社会的養護関係施設や、施設・里親等で生活する児童等からも意見募集を行い反映しています。

今回の計画では、こどもの権利擁護やこども家庭支援体制の構築、妊産婦等の支援、一時保護改革、こどものパーマネンシー保障、里親・ファミリーホームの委託推進、児童養護施設や乳児院等のあり方、自立支援の推進、児童相談所の強化から障害児入所施設のあり方まで、社会的養育全般にわたっての目標や方向性を定めています。

中でも大切な視点として、虐待等の未然防止と重症化を防ぐために、ニーズのあるこどもと家庭への早期からの支援（アーリーヘルプ）の充実強化を推進し、可能な限り家庭養育優先の原則が実現できるよう目指したことが挙げられます。さらには、一時保護から社会的養護を必要とするこどもの権利擁護及びパーマネンシー保障*の具体的な取組を検討し盛り込んだことも、今回の計画の大きな特徴となっています。

なお、本計画については、毎年度進捗状況の点検・評価を行い、その結果を踏まえながら必要な見直しを行うことで、着実な推進を図っていきます。

※本計画では、パーマネンシー保障を「親子関係の修復に配慮しつつ、こどもと支援者・養育者が途切れない安定的なつながりを構築することにより、こどもの成長を支援すること」と定義しています。

～児童相談所一時保護所での盗撮事件を受けた再発防止について～

令和7年6月、本市児童相談所一時保護所において、職員が一時保護中の児童の臀部を盗撮するという極めて重大な事件が発生しました。

二度とこのような事件を起こさないため、「児童相談所一時保護所入所中の児童に対する盗撮事件に関する再発防止策検討報告書」（令和7年12月）を踏まえ、こどもの性被害防止に向けた取組を進めています。

今後も、「こどもの最善の利益」を基本に、性暴力の未然防止をはじめ、事案を風化させない継続的な改善、こどもの意見表明と権利擁護の強化を進め、こどもが安心して過ごせる環境づくりに取り組んでいきます。

【再発防止策（取組内容）】

加害行為を起こさない 仕組みづくり	私用スマホ持込禁止等の明文化
	児童の居室に入る際のルール整理
	一時保護所内への防犯カメラ設置
	夜間体制の見直し検討
夜間指導員の採用、 育成指導	採用前の未然防止
	夜間指導員の研修時間の確保
	私用スマホ持込禁止等の明文化＜再掲＞
	夜間指導員マニュアルの共通化 職員との連携強化
	同性同士の対応（マニュアル改訂）
こどもが相談しやすい 環境づくり	相談窓口の分かりやすい周知
	相談窓口の充実
	職員の「受け止めスキル」の向上
	児童自身がこころとからだを守る支援

7 虐待を行った保護者への支援、指導等（第11条関係）

（１）虐待を行った保護者に対し、子供との良好な関係を再構築するための支援（第11条第１項）

ア 児童相談所の取組

児童福祉司の面接や家庭訪問、児童心理司の心理判定・面接、医師の意見等、専門的な関わりを通して、虐待の再発防止策を保護者とともに考えます。こどもの特性や保護者の状況を踏まえて、それぞれの家庭にあった支援を行っています。

（ア）親子再統合・親子関係再構築支援事業

令和４年６月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、親子関係再構築支援を適切に行うための体制や支援メニューを確保することを目的に、親子再統合支援事業が創設され、都道府県等はこの事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めなければならないこととされました。

このことを踏まえ、本市においては、令和５年度まで実施されていたカウンセリング強化事業を統合する形で、令和６年度から新たに、親子再統合・親子関係再構築支援事業として事業を再編し、虐待を受けたことを理由に一時保護中、児童養護施設に入所中、または里親委託中の児童及び保護者等のうち、家庭引取りに向けて支援を行う必要がある者や、在宅での養育に困難を抱え支援を行う必要がある児童及び保護者等を対象に、カウンセリング事業、親子関係評価事業を含む、保護者や児童への支援プログラムを実施しています。

表 親子支援プログラム等導入件数(※)

	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
支援プログラム導入件数 (件)	11	10	6	90	77

※ 令和５年度まで、本項（第11条関係）では家族再統合事業の家族再統合件数を報告していましたが、令和６年度の国の事業再編に合わせ、令和６年度からは横浜市親子再統合・親子関係再構築支援事業に掲げられている親子支援プログラム等の導入件数を参考値とします。なお、令和２年度～５年度までは、プログラム件数として集計を行っていたカウンセリング強化事業（旧事業）の実人数を参考値として記載しています。

イ 区の取組

こどもの養育に不安を持つ養育者のカウンセリングを行うための事業などに取り組みました。

（第４条第６項の再掲 P.15参照）

（２）虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援（第11条第２項）

ア 児童相談所の取組

（ア）養育支援家庭訪問事業

児童虐待等の問題を抱える家庭に養育支援家庭訪問員及び、養育支援ヘルパーを派遣し、児童の養育の相談・支援を通して、児童虐待の発生・再発防止を図りました。

表 養育支援家庭訪問員訪問実績 令和 7 年度実数 209世帯

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
中央児童相談所（回）	1, 184	1, 397	1, 318	1, 016	970
西部児童相談所（回）	989	1, 059	831	715	827
南部児童相談所（回）	826	735	805	717	786
北部児童相談所（回）	849	669	771	512	542
合計（回）	3, 848	3, 860	3, 725	2, 960	3, 125

表 養育支援ヘルパー派遣実績 令和 7 年度実数 85世帯

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
中央児童相談所（回）	2, 989	3, 140	2, 781	1, 953	1, 596
西部児童相談所（回）	1, 152	1, 536	1, 901	1, 463	1, 141
南部児童相談所（回）	752	756	837	748	513
北部児童相談所（回）	2, 956	2, 327	3, 056	2, 859	2, 226
合計（回）	7, 849	7, 759	8, 575	7, 023	5, 476

(イ)「STOP！子どもの前でのおとなのケンカ」（リーフレットの配布）

こどもの面前での夫婦喧嘩や DV がこどもに及ぼす影響について、理解を深め再発防止につながることを目的としたリーフレットを作成し配布しています。

8 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等（第12条関係）

（１）妊娠中の女性への保健指導及び健康診査（第12条第１項）、妊娠中の女性とその配偶者及び同居者への支援（第12条第２項）

ア 妊婦健康診査事業

健やかな妊娠と出産のために、国が定める標準的な妊婦健康診査の受診回数14回について、経済的負担の軽減を図るために妊婦健康診査費用補助券（以下「補助券」という。）の交付と5万円を上乗せして助成し、受診勧奨を行いました。

妊婦健康診査を実施する医療機関については、里帰り先等においても妊婦の経済的負担の軽減を図るため、横浜市医師会のほか居住地以外の病院、診療所、分娩を取り扱う助産所と契約し受診環境を整備しました。

表 妊婦健康診査費用補助券等の利用状況

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
補助券利用述べ数（件）	304,048	288,440	279,828	269,539	271,051

イ 妊婦歯科健康診査事業

妊娠期における歯科疾患の予防、早期発見、早期治療につなげ母体と胎児の健康増進を図ることを目的に、妊婦歯科健康診査受診券を交付し受診を勧奨しました。

表 妊婦歯科健康診査の実施状況

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
受診者数（人）	10,705	10,367	10,221	10,148	10,282
委託歯科医療機関数（か所）	1,486	1,474	1,480	1,461	1,381

ウ 妊娠届出時の看護職等による面談の実施（再掲）P. 8 参照

エ 母子保健コーディネーターの配置（再掲）P. 9 参照

オ 母親教室・両親教室

妊娠中の健康管理や生活の仕方、出産の準備や出産時の対応並びに新生児の育児に関する基本的な知識や技術を学び、妊娠、出産、子育ての不安を解消するとともに、地域での子育ての仲間づくりをすすめ、親になる準備教育を全区で実施しました。

また、各区では、個性ある区づくり推進費自主企画事業として就労中の妊婦や夫婦での参加に配慮し、土曜日に両親教室を開催し、沐浴体験や先輩ママパパの体験談を聴くなど赤ちゃんのいる生活の体験学習などの教育を実施しました。

表 母親教室・両親教室の実施状況

（単位：回、人）

年度	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
	実施回数	参加実人数	実施回数	参加実人数	実施回数	参加実人数	実施回数	参加実人数	実施回数	参加実人数
母親（両親）教室 （局事業）	682	4,939	682	5,043	683	5,379	660	5,502	670	5,338
土曜両親教室 （区づくり事業）	124	2,873	235	5,057	178	3,820	177	3,838	171	3,873
合 計	806	7,812	917	10,100	861	9,199	837	9,340	841	9,211

9 子供虐待防止の啓発（第13条関係）

こどもを虐待から守り、市民の虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、毎月5日を子供虐待防止推進の日と定め、毎年11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンと共に、こども青少年局、各区こども家庭支援課、各児童相談所が虐待防止に関する啓発活動を拡充しました。

（１）区こども家庭支援課が実施した啓発活動（第13条）

各区のこども家庭支援課は、それぞれ区民向けのイベントや啓発キャンペーン、講演会などを企画し、虐待防止やオレンジリボンの普及啓発、条例の周知等に取り組みました。

表 令和7年度 広報等実績

	回数（回）	取組内容
区民向けイベント	20	区民まつりでオレンジリボン、啓発グッズ配布、虐待防止啓発パネル掲示等
区民向け講演会・講座	38	こどものほめ方・しかり方講座、虐待予防対応講座、事故予防についての講演会等
区民向け広報・啓発	169	児童虐待防止推進キャンペーン期間を中心に広報よこはま区版での虐待防止啓発記事の掲載、横断幕・懸垂幕掲出、乳幼児健診で虐待予防リーフレット配付、児童虐待防止啓発パネルやのぼり旗展示、窓口での啓発物品・チラシ配布等
その他	33	
合計	260	

（２）こども青少年局が実施した啓発活動（第13条）

加害者自死と一体化したこども殺害（親子心中）の予防に関する啓発動画を作成し、SNSを活用して周知しました。

「体罰等によらない子育て」の理解促進を図るため、地域情報誌、Meta 広告、鉄道駅ホームドアサイネージ等の広報媒体を活用し、子育て世帯をはじめとした幅広い市民に向けて啓発を行いました。

また、神奈川県、川崎市、相模原市、及び横須賀市と共同運用しているSNS

（LINE）での虐待相談「かながわ子ども家庭110番相談LINE」について、さらなる周知を図るなど、こどもや子育て世代からの相談機会を増やす取り組みを行いました。

横浜市民や地域でこどもの支援を行っている方を対象に、「こども虐待防止市民サポーター講座」基礎編と応用編を実施しました。

11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」では、神奈川県内自治体で協力し、合同ライトアップを実施しました。

さらに、「地域活性化に関する包括連携協定」を締結している、日本KFCホールディングス株式会社と連携し、児童虐待防止広報啓発リーフレットの配付、オレンジリボンキャンペーン等を行いました。

また、「子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレー」の実行委員として、運営及び中継拠点のサポートや、ゴール会場での啓発ブースの出店を横浜市主任児童委員連絡会と協働して行いました。

ア 児童虐待防止広報啓発事業報告（令和 7 年度）

こども青少年局が、令和 7 年度に実施した広報・啓発活動は次頁の事業一覧のとおりです。

令和 7 年度 児童虐待防止広報・啓発一覧

	実施期間・日	内容
1	通年	毎月 5 日に市営地下鉄ブルーライン車内の LCD 広告を掲載
2	通年	毎月 5 日にケンタッキーフライドチキンの各店舗にて啓発リーフレットを配布
3	通年	令和 7 年度 子育てガイドブック「どれどれ」への虐待防止記事掲載
4	通年	「かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE」の LINE 広告を実施
5	通年	「かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE」の Instagram 広告を実施
6	9 月～12 月	地域情報誌 ARIFT・リビング新聞で「こどもの権利を守ろう」に関するコラムを掲載（各月 1 回）
7	9 月～1 月	Meta 広告で「体罰等によらない子育て」「予期しない妊娠」「子育ての悩みに関する相談先」に関する広告を配信
8	10 月 19 日	オレンジリボンたすきリレーのゴール会場で児童虐待に関する広報啓発ブースを展開
9	10 月 30 日	横浜市公式 X・LINE で「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」について発信
10	11 月 1 日～30 日	みなとみらい線ホームドアサイネージで「体罰等によらない子育て」に関する広告を掲載
11	11 月 1 日～3 日	横浜美術館・横浜市開港記念会館・日産スタジアムで児童虐待防止オレンジライトアップを実施
12	11 月 3 日～16 日	横浜市庁舎で児童虐待防止オレンジライトアップを実施
13	11 月 3 日～10 日	よこはまコスモワールド大観覧車「コスモクロック 21」で児童虐待防止オレンジライトアップを実施
14	11 月 3 日	神奈川県内自治体で合同オレンジライトアップを実施
15	11 月 26 日	「こども虐待防止市民サポーター講座 基礎編」を実施
16	12 月 1 日～	横浜市公式 YouTube で市民向け動画「親子心中は最も深刻な児童虐待です」を配信
17	12 月 24 日	「こども虐待防止市民サポーター講座 応用編」を実施

- ◇ 親子心中の予防に関する動画を作成し、SNSを活用した広報を行いました。



<親子心中の予防に関する動画>

- ◇ 横浜市民や、地域でこどもの支援を行っている方を対象に、こども虐待の基本や体罰等によらない子育て、ペアレント・トレーニングの実践、親子心中をテーマに「こども虐待防止市民サポーター講座」を実施しました。



- ◇ 11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」に合わせて、神奈川県内自治体で協力し、11月3日（月）に合同ライトアップを実施しました。



<横浜市庁舎>



<コスモクロック21>



<横浜市開港記念会館>



<横浜美術館>



<日産スタジアム>

- ◇ 本市経営責任職以上のオレンジリボンの着用、職員に名札用バナー着用の協力を依頼しました。



- ◇ 横浜市こども虐待防止のキャラクター、キャッピー（CAPY）
[Child Abuse Prevention in Yokohama]
＝ [よこはま こども虐待防止]
児童虐待防止のイベントに参加し、横浜市の子育てを応援しています。



平成26年 6 月 5 日
横浜市条例第30号

横浜市子供を虐待から守る条例

子供は国の宝である。そして、子供は円満な家庭において慈しみと愛情を持って育てられる存在である。しかし、昨今の社会状況を鑑みると、児童虐待の認知件数は年々増加しており、児童虐待の加害者のほとんどは実の親という状況に、強い危機感を持つものである。

子育ての第一義的責任は家庭にあることはいうまでもないが、家庭の養育力が低下していることが懸念される中で、大人の都合が優先されるのではなく、子供にとって適切な環境が保障される視点が何よりも優先されるべきと考える。

横浜は、子供に優しい街を目指し、子供が虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、横浜市（以下「市」という。市民（市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。）、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子供 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、医療機関、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第2項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。以下同じ。）その他子供の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、弁護士、配偶者暴力相談支援センターの職員その他子供の福祉に職務上関係のある者をいう。
- (5) 通告受理機関 横浜市児童相談所条例（昭和31年10月横浜市条例第42号）第1条に規定する児童相談所及び横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年 9 月横浜

市条例第38号) 第3条第1項に規定する福祉保健センターをいう。

- (6) 子供の品位を傷つける行為 保護者がしつけに際し、子供に対して行う肉体的苦痛又は精神的苦痛を与える行為(当該子供が苦痛を感じていない場合を含む。)であって、子供の利益に反するもの(虐待に該当するものを除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為が子供の人権を著しく侵害し、子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子供が虐待から守られるべき存在であることを認識するとともに、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為への対応に当たっては、子供にとって最善の利益を考慮しなければならない。

- 2 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為がなく、全ての子供が一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するために、市民及び関係機関等と連携し、子育て支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の9に規定する子育て支援事業をいう。以下同じ。)の充実及び着実な実施その他子供が安心して育つことができる環境の整備に努めなければならない。

- 2 市は、市民及び関係機関等と連携し、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の予防及び早期発見に努めなければならない。

- 3 市は、関係機関等が行う虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の防止のための取組を積極的に支援しなければならない。

- 4 市は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の予防及び早期発見その他の虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員の育成を図り、通告受理機関に適正に配置しなければならない。

- 5 市は、関係機関等との連携を強化するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)の円滑な運営の確保及び協議の活性化を図るものとする。

- 6 市は、心の健康の保持に支障が生じていることにより虐待を行うおそれがある保護者等を支援するため、診療科に精神科又は神経科を有する医療機関と連携し、精神保健に関して専門的知識を有する者による相談、精神保健に関して学識経験を有する医師の診療等を受けやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。

- 7 市は、子供に対し、自身が一人の人間として尊重され、虐待から守られるべき存在であることを認識するための啓発活動並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に関する相談先等の情報の提供を行うものとする。

- 8 市は、虐待と子供が同居する家庭における配偶者に対する暴力(法第2条第4号に規定する配偶者に対する暴力をいう。以下同じ。)が相互に関連して行われていることが多い現状を踏まえ、その対応に当たっては、相互の連携を強化するものとする。

- 9 市は、子供を虐待から守るため、次の各号に掲げる事項に関する調査研究等を行うとともに、必要な広報その他の啓発活動及び教育に努めなければならない。

- (1) 親になるために必要な知識及び命の大切さ
- (2) 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析
- (3) 虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の予防及び早期発見のための方策

- (4) 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方
- (5) 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割
- (6) 体罰その他の子供の品位を傷つける行為によらない子育ての方法
- (7) 子供が同居する家庭における配偶者に対する暴力が子供の成長及び発達に及ぼす影響
- (8) 保護者の子供への不適切な養育が子供の成長及び発達に及ぼす影響

(市民の責務)

第5条 市民は、第3条の基本理念を理解し、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するよう努めなければならない。

- 2 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解し、地域において子供及び保護者を見守り、かつ、子供及び保護者への声かけ等を行うことを通じて、子供及び保護者との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
- 3 市民は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に法第6条第1項の規定による通告（以下単に「通告」という。）をしなければならない。
- 4 市民は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、虐待を決して行ってはならず、体罰その他の子供の品位を傷つける行為をしてはならない。

- 2 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有するものとして、子供に愛情を持って接するとともに、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為が子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識し、子供の自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。
- 3 保護者は、子供の心身の健康の保持、安全の確保等に当たっては、年齢に応じた配慮を怠ってはならず、特に乳児及び幼児（児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に掲げる乳児及び幼児をいう。）については、自ら心身の健康を保持し、又は安全を確保するための能力がなく、又は著しく低いことを認識しなければならない。
- 4 保護者は、子育てに関し支援等が必要となった場合は、積極的に子育て支援事業を利用するとともに、地域活動に参加すること等により、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
- 5 保護者は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力しなければならない。
- 6 保護者は、子育てに関して、市長、通告受理機関又は関係機関等による指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、市が実施する子育て支援に係る施策その他虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。
- 3 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告をしなければならない。

- 4 関係機関等は、虐待を防止するため、通告受理機関による調査等に協力するよう努めなければならない。
- 5 関係機関等は、保護者が関係機関等による子育て支援事業その他の子育て支援に係る制度等を利用したときその他多様な機会を通じ、虐待の防止に係る啓発等に努めなければならない。

(通告及び相談に係る対応等)

- 第8条 通告受理機関は、通告があった場合は、速やかに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該子供との面会その他の当該子供の安全の確認を行うための措置を講じなければならない。虐待に係る相談があった場合及び他の市町村又は都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所から虐待に係る引継ぎを受けた場合も、同様とする。
- 2 市は、通告並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に係る相談に常時対応することができる体制を整備するよう努めなければならない。
 - 3 市は、通告又は虐待若しくは体罰その他の子供の品位を傷つける行為に係る相談をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるとともに、通告並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に係る相談がしやすい環境づくりに努めなければならない。

(情報の共有等)

- 第9条 市及び関係機関等は、子供を虐待から守るため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、地域協議会の活用その他相互の連携及び協力を図るための体制の整備を行わなければならない。
- 2 市長及び通告受理機関の長は、虐待を受けた子供が転出（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第15条の3第1項に規定する転出をいう。）又は転居（同法第23条に規定する転居をいう。）をした事実が判明した場合は、速やかに、当該転出先又は転居先の住所地を所管する通告受理機関又は他の市町村若しくは都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所に連絡し、適切に当該虐待に係る引継ぎを行わなければならない。

(虐待を受けた子供に対する保護及び支援等)

- 第10条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けた子供に対し、心身の健全な発達を促進するため、適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。
- 2 診療科に小児科等を有する医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等は、子供の状態を確認しやすい立場にあることを自覚し、適切な保護及び支援について市に協力しなければならない。
 - 3 市長及び通告受理機関の長（これらの補助機関である職員を含む。）は、法第8条第2項の規定による安全の確認若しくは一時保護（以下「安全の確認等」という。）、法第9条第1項の規定による立入り若しくは調査若しくは質問（以下「立入調査等」という。）、法第9条の3第1項の規定による臨検若しくは搜索若しくは同条第2項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）に係る権限その他の法第8条から第9条の3までの規定による権限を行使することができるときは、関係機関等の協力を得て、速やかに、当該権限を行使しなければならない。
 - 4 市長及び児童相談所長は、安全の確認等、立入調査等又は臨検等の執行に際し、必要があると認めるときは、法第10条第1項の規定に基づき警察署長に対し援助要請を行う

ことができる。

- 5 市長及び児童相談所長は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置を解除しようとするとき、若しくは同条第5項の規定により意見を述べようとするとき、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護を解除しようとするときは、親子の再統合への配慮その他の当該子供が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に、慎重に判断しなければならない。

(虐待を行った保護者への支援、指導等)

第11条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子供との良好な関係を再構築するための支援に努めなければならない。

- 2 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援を行うものとし、当該保護者は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

(妊娠中の女性及び胎児の健康保持等)

第12条 妊娠中の女性は、胎児が出生後心身ともに健全に成長していくため、母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるなど、自己及び胎児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

- 2 妊娠中の女性の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び同居者は、当該妊娠中の女性の身体的及び精神的な負担を軽減し、当該妊娠中の女性が安心して生活することができるよう配慮しなければならない。
- 3 診療科に産婦人科又は産科を有する医療機関は、妊娠中の女性に対し、第4条第6項の規定により講じられた施策その他胎児が出生後心身ともに健全に成長していくために講じられた施策等の周知を図るよう努めなければならない。

(子供虐待防止の啓発)

第13条 子供を虐待から守り、市民に虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、毎年11月を児童虐待防止推進月間とし、毎月5日を子供虐待防止推進の日とする。

(財政上の措置)

第14条 市は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するための施策を推進するに当たり、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告)

第15条 市長は、毎年、市会に通告の状況その他虐待の防止に係る取組の状況等を報告しなければならない。

附 則

この条例は、平成26年11月5日から施行する。

附 則(令和3年10月条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

